

鳥取県倉吉児童相談所長 様

鳥取県倉吉児童相談所の第三者評価
報告書

(令和 6 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で鳥取県倉吉児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求	7
第Ⅱ部 児童相談所の組織	9
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	11
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援	13
第Ⅴ部 社会的養育の推進	15
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	16
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携	17
アンケート結果	
こどもアンケート結果	19
関係機関アンケート結果	40

総評

(2024 年 12 月 10 日～11 日 実地調査実施分)

【概要】

鳥取県倉吉児童相談所（以下、「倉吉児相」とする）は鳥取県の中央部に位置しており、管轄人口は約 10 万人の 1 市 4 町で、一時保護所（以下、「一保」とする）も併設しています。組織としては中部総合事務所の県民福祉局に属し、総務課、相談課、判定保護課の 3 課体制です。職員は児童福祉司（以下、「福祉司」とする）6 名、児童心理司（以下、「心理司」とする）3 名という小規模な組織です。

【評価すべき点】

- 小規模な児童相談所として職員全員が同じ事務室で業務を行い、援助方針会議にもほぼ全員が参加しています。これにより個々の職員が担当するケースの状況も分かり、負担の大きい職員への配慮が行われるなど、心理的安全性の高い執務環境です。
- 福祉司・心理司（以下、「福祉司等」とする）は全員が社会福祉専門職として採用され、児童相談所（以下、「児相」とする）や県立施設等を経験しており、専門職として質の高い支援が行われていました。
- 以前から保健師が配置され、近年は県警本部から現役の警察官（以下、「警察職員」とする）と、教育委員会から現役の教員（以下、「教員職員」とする）も派遣されています。この職員らが「係長」として援助方針会議での発言や個別ケースへの助言を行い、多職種連携による多様で専門的な支援が行われていました。3 名とも福祉司に任ぜられることなく専門性を持って業務に従事している点は評価されます。
- 課長補佐以外に係長が SV の役割を担っており、実質的に職員 1 名に対して 1 名の SV がいるという手厚い福祉司等への支援が行われていました。
- 以前から「一時保護中の原籍校登校」の取り組みをされていることは先進的な姿勢として評価できます。加えて、今年度からは福祉司等に代わって会計年度任用職員が登校の送迎を担当されており、福祉司等の負担軽減という観点から更に素晴らしいと思います。
- さまざまな取り組みが職員の発意で行われ、それを取り入れる組織風土は、フラットで風通しの良い伝統の中ではなく、めざましいものとして評価します。

【改善が必要な点】

- 子どもが一時保護された場合の夜間の宿直業務を児相内の全員で担っており、おおむね月 2 回の夜間宿直があります。宿直が明ける 14:45 の後、そのまま勤務する職員も多く、その結果、長時間労働になっている状況は改善が必要と思われます。
- 心理司 3 名のうち 1 名は判定保護課長です。課のマネジメントや保護所業務を担う役割のため、判定や心理支援業務は 2 名の心理司で担っていますが、人数不足のため心理支援が必要と思われる在宅ケースに心理司が付いていない事例が見受けられました。福祉司についても同様ですが、課のマネジメントを担う課長は、任用のカウントから外す必要があると考えます。
- 係長は職員の SV の役割を担っていますが、同時に自分自身も担当ケースを持っており、業務の負担が大きいように見えます。担当ケース数の配慮など、負担軽減の仕組みが必要ではないでしょうか。
- 人口規模が小さい市町では子育て支援サービスが十分でなかったり、家庭訪問等の支援が困難な傾向が見られます。その結果、本来市町で対応すべきケースの家庭訪問や家族支援が児相の役割になり、業務量が增大しているように見えます。管内には児童家庭支援センター（以下、「児家セン」とする）が設置されているため、児家センへの指導委託等を活用し、市町支援を行ってはいかがでしょうか。その結果、在宅ケースの親子への支援が十分に行われ、虐待の発生予防へ寄与することが期待されます。

○ 援助方針会議の資料が紙で配布されていました。資料は児童相談システム内に収納されているため、会議の場でシステム閲覧が可能のように ICT 環境が整えば、会議準備の職員の負担軽減と紙資料削減を図ることができます。環境整備についてご検討いただければと思います。 ○ 今後に活用が予定されているようですが、児童福祉審議会（以下、「児福審」とする）の見直しが必要と思われます。	
取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○ 心身の健康のためにも自分で溜め込まず、安全な場所で愚痴を言うと同時に、リフレッシュのためにも年休はしっかりととりましょう。
児童相談所	○ 在宅の親子支援は虐待の予防や再発防止のために重要ですが、市町には余裕がなく、本来市町にて担うべき家庭支援の業務が福祉司に集中しています。福祉司も担当ケース数が多いため、十分に対応できていない状況が見られます。この状況を改善する方策の一つとして、児家センの活用が必要と思われます。指導委託や、市町と連携した在宅支援など、在宅支援の充実に向け、児家センの活用が望まれます。
設置自治体	○ 福祉司等として相談課長・判定保護課長がカウントされています。しかし両課長とも課のマネージメントを担っており、直接的なケース対応はほとんど不可能です。その結果、統計で示される以上に職員に負担が課せられています。両課長を任用のカウントから外し、実務実態に合わせた職員配置が必要と思われます。 ○ 通信環境の整備、意見聴取措置関連の書式や運用の県内統一運用、児福審の改革等、県としての積極的な取り組みをお願いします。 ○ 虐待相談件数の統計の取り方について、「虐待相談」とカウントする方法が全国の多くの自治体と異なっている点について、こども家庭庁の動きに応じてご検討いただきたいと思います。 ○ 社会的養護施設は施設の事情等により入所できない場合があり、一時保護が長期化するなど子どもに負担を負わせている状況がありました。今後もこの傾向が続くことが想定されるため、社会的養護が必要な子どもの受け皿としての里親開拓や一時保護専用施設の設置など、県としての検討が必要と思われます。
国	○ 課長等組織のマネージメントを担う職員を、福祉司や心理司として報告している実態は全国的にもみられます。その結果、法定配置がなされているように見える児相でも職員の業務負担が大きい実態がうかがわれます。国の基準として、課長等マネージメントを担う職員を福祉司・心理司としてカウントしないものとするを明示するような基準の改定が必要と思われます。

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 措置時の子どもたちの意向聴取については、県主導による意向確認書に加えて、具体的な使用場面や説明内容に漏れがないようチェック項目が設けられていたり、聞き取り内容等を追記する等の倉吉児相オリジナルの書面、その他各福祉司が創意工夫したツールを利用し、積極的に取り組んでいます。 ○ 子どもの権利ノート（以下、「権利ノート」とする）を低年齢児用と高年齢児用で分けて作る取り組みは全国でも見られますが、年少用の権利ノートには自分の出生時の様子、年長児用には「大切なもの」を記入するページがあります。権利ノートを一方向的に与えるものとして扱うのではなく、子どもと児相職員が一緒に作っていく姿勢は高く評価できるものです。 ○ 毎年、新しく担当となった福祉司は、里親委託や施設入所中の子ども（以下、「委託児等」とする）と4月中に面接を行い、権利ノートの担当欄の書き換えをしています。また、夏休みを中心に行う子どもとの面接において、権利ノートを使い権利侵害がないかを確認するなど定期的に訪問し、権利ノートを子どもとのコミュニケーションの道具として使っていることは高く評価されます。 ○ 子どもから聴取された意向は“意向確認書”へ記録し、さらに経過記録表に職員の説明内容や子どもの発言、その時の表情や雰囲気等について書きとめられています。このとき、その内容はテンプレート（事前に準備した書式）を利用して落とし込まれ、度重なる意向の変遷も合わせて記録されており、高く評価されます。 ○ 一保と児童福祉施設については、アドボキッド（意見表明支援員）による定期的な訪問と意見聴取が実施されています。さらに、アドボキッドが作成した“アドボキッド紹介のためのパンフレット（低年齢児用・高年齢児用）”が用意されていました。 【改善が必要な点】 ○ 2022年に改訂された権利ノートについて、子どもの持つ権利についての言及はありますが、全体として施設生活の案内のようです。同年の改正児童福祉法に基づき、子どもが権利の主体である点、子どもの意見は尊重される点など、子どもの権利を中心とした内容追記が望まれます。 ○ 一時保護児用の権利ノートも、実質的に一保での生活のしおりの要素が強く見受けられました。一保内や、一時保護委託された場所での権利擁護を含む一時保護専用の権利ノートの作成が望まれます。 ○ 2023年度よりアドボキッドが一保や児童福祉施設で活動を始めていますが、そのマネージメントを県の本庁が担っています。子どもの意向が児相の判断とは異なる場合も想定されるため、アドボキッドの運用について独立性の確保が必要と考えます。 ○ 権利ノートでは、子どもが直接意見を言いたい時に県社会福祉協議会の「適正化委員会」宛に手紙を出す様式が添付されていました。国は児福審を活用した権利擁護の仕組みを提示していますので、両者の整合性についても検討が必要と思われます。 ○ 子どもの意見表明措置への対応は始まったばかりであり、職員の記録方法のマニュアルはありますが、記述内容は職員に任されているため、SVの指導や会議での検討等で質の向上が求められるのではないかと思います。また、年齢や発達に応じた子どもへの説明ツールの準備については、まだ不十分と思われます。

○ 措置に関する不服申し立てを含め、児福審に対する子どもからの意見申立ての仕組みについては、そのアクセス方法及びその後の対応等を権利ノートに記載し、子どもがアクセスしやすいよう周知していただくことを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 倉吉児相の最大の特徴は職員の専門性の高さです。1970 年ごろから行われている専門職採用で、福祉司等が専門職で構成され、職員は児相間や福祉現場、本庁の間で異動し、経験の蓄積が業務の適切さに反映されていました。その結果、面識のある職員同士が基礎となり、個々の職員のライフワークバランスを尊重し、休みが取りやすく相互に助け合う雰囲気が構成され、バーンアウト防止にもつながっています。 ○ 県としても、定期的な社会福祉専門職のための専門研修の設定や、各種の研修がデータベースとして職員に周知されており、職員が希望する研修は積極的に受講できるよう、職場全体で配慮が行われていました。 ○ 小規模の児相であるため、全職員が同じ事務室で執務しています。相談支援にかかる全職員が援助方針会議に参加することで個々の職員のケース支援状況も互いに分かるようになっていきます。所長から課員まで気軽に話ができる雰囲気により、風通しの良いフラットな職場環境が担保され、新人を含め職員の心理的安全性が確保されていました。 ○ 一保職員は「判定保護課」に属し、事務室も相談課と一緒に、システム上のみならず対面での情報共有、対応方法の検討等を行っている点は評価できます。 ○ 課長補佐とは別に、係長が SV を担って職員の業務の支援を行い、その係長を課長補佐が SV するなど、重層的なスーパーバイズによって、職員が安心してケース対応できる組織体制となっている点を高く評価します。 ○ 保健師や派遣された教員、現職警察官が、多種専門職として援助方針会議に参加したりケース対応を行っている体制について、多角的・総合的な支援を行ううえで素晴らしい仕組みであると思います。 ○ 県内三カ所の児相が、事例報告や共有したい内容を全職員参加で話し合う「三児相会議」を年に 3 回、各児相持ち回りで実施しています。また業務改善について三児相の相談課職員で話し合う「相談業務研究会」など、県内児相の業務改善に向けた取組みが組織的に行われていることも、全国的に貴重な取り組みとして評価します。 ○ 週 1 回の援助方針会議だけでなく、担当福祉司や SV が迷った時に随時、「所長相談」が行える環境は、福祉司の安心につながる取り組みだと思います。 ○ 全県的な取り組みですが、超過勤務をした後は翌日の勤務開始時間を遅らせる「特例勤務」を行うことで、超過勤務の抑制が図られていました。 ○ 鳥取県庁内にイラストを作成する部署があり、児相業務や虐待の影響等についてイラストを豊富に使った解説パンフレットを作成し、面接や訪問時に配布していることは、住民の理解を得るうえで評価できます。 【改善が必要な点】 ○ 福祉司の担当ケース数は 50～70 ケース、と全国平均より多く、ケース対応や報告の遅れなどの支障が生じ、施設や市町からの不満につながっているようです。相談課長も福祉司としてカウントされていることから、実務を担う福祉司等の増員が必要と思われます。 ○ 心理司は 3 名の配置ですが、判定保護課長も心理司としてカウントされています。判定保護課長は心理司業務だけでなく一保も管轄しているため、心理業務の日常的な関与は困難です。その結果、心理支援が必要なケースについて心理司が対応できない様子もうかがえました。そのため、心理司部門と一保部門の分離

や、心理司の増員など、組織の見直しによる体制強化について検討されることを希望します。

○ 子どもや保護者、関係機関との日常のかかわりは児童相談システムで入力しますが、進捗状況の確認は、そのデータを紙で打ち出して決裁をとっています。また援助方針会議等資料はシステム内で作成され、所内の職員はシステム画面上で確認できますが、紙に印刷された資料を用いて会議が行われています。職員の準備の手間や紙資源の省力化を考えると、会議室でも児童相談システムが閲覧できるような環境設定による会議資料の省力化が必要と思われます。

○ 係長は職員への SV を行いながら自らのケースを職員と同程度担っており、負担の多さがうかがわれます。つまり①職員の育成、②ケースの SV、③自分が担当するケースの対応という 3 つの業務を行っていることになります。ていねいな SV は支援する子どもや家族への支援の根幹ですので、担当ケース数を減らすなど係長の負担軽減を図る取り組みが必要と思われます。

○ 一保の児童指導員は日勤が中心の勤務形態です。そのため一時保護児がいる場合には、平均して、児相の職員は月 2 回、中部総合事務所の福祉職も月 1 回の宿直を行っています。児相に一保を併設するメリットは大きいのですが、職員負担の大きさも推察されるため、夜勤体制の検討が必要と思われます。

○ 鳥取県の一時保護児の平均在籍日数は全国的に見ても突出して短く、その理由として、日中に在宅家庭の子どもを一保へ通わせ、その日のうちに家庭に帰すという「デイケア」的な運用が影響しているようです。併せて、「子どもを一時保護すると職員が宿直業務に従事しなければいけない」ために「できるだけ一時保護しない、または一時保護所で過ごす期間を短くしよう」という無意識的な思考も働いてはいないか、振り返り（内省）も必要ではないでしょうか。

○ 管轄地域が広いにも関わらず公用車は 4 台しかないため、職員の自家用車を「公用登録」して業務が行われていました。自家用車使用に一定のメリットもあるようですが、適正な公用車の配置については検討が必要だと思います。

○ 職員は夜間休日に、輪番で 189（「児童相談所 虐待対応ダイヤル」）の番号で、虐待を疑われる事例について 24 時間全国で対応可能で、通話者の住所地管轄の児相に転送される）の相談から身柄付通告までの対応をしており、かなりの負担が生じています。少なくとも 189 への対応について、県としても外部委託などの仕組みを導入できないでしょうか。

○ 外国籍ケースが少ないという実情があるようですが、多言語のパンフレットはありませんでした。また通訳の事前手配はできるものの、急な対応は難しいようです。県として、他自治体を参考に、パンフレットの作成が必要だと思います。また近年、急速に改良が進んでいる翻訳機器の準備も必要と思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	S
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 週 1 回の援助方針会議に毎回、警察職員や教員職員、保健師が参加し、2 週に 1 回は弁護士が参加するなど、多角的・総合的な検討が行われています。また判定保護課長が同会議に参加することにより、一時保護児に関する状況が所全体で共有されています。 ○ 援助方針会議の時間帯でケースの支援方針についても議題としており、ケース支援を多角的に検討する場として運用されていました。 ○ 受理会議は通告の都度、速やかに安全確認が行われており、一時保護の要否については確認票（アセスメントシート）を利用して適切に行われています。 ○ 相談課 SV 会議を 2～3 か月に 1 回開催し、継続支援中のすべてのケースについて一覧表で確認しています。また長期に調査中のケースや決裁に回していないケースの確認を行い、支援の放置を防ぐ工夫がされていました。 ○ 従前から一時保護したあとも原籍校通学を実施されており、今年度より会計年度任用職員を雇用して原籍校登校の送迎等を担当してもらう取り組みについては、国の方針に先行する取り組みとして高く評価します。 ○ 措置中の施設との関係はおおむね良好で、アンケートでも「保護者と定期的に面会、家族会議開催など、他の児相に比べケースの状況変化に応じた対応ができている印象」と評価されています。 【改善が必要な点】 ○ 福祉司の持ちケースは相談課長が手入力で一覧表を作り、進行管理を行っていますが、これでは登録ミスの発生が懸念されます。すべての情報は相談システムで管理されているため、ケース管理もシステム内で行われるような対応が必要と思われます。 ○ 事例ヒアリングの中には、6 月に受理し、その後は「D ケース：調査中」として対応し、10 月に援助方針会議で「助言」として終結しているケースがありました。家族や関係機関との調整もあるかと思われますが、4 か月間も児相の援助方針が決まらないことについては疑問に思いました。定期的な見直しをされているにもかかわらず援助方針が定まらない事例があることについて、援助方針の決定時期に関する検討が必要と思われます。 ○ 虐待通告があったケースは、受理会議で「養護相談：その他」の「D：調査中」として対応します。そして援助方針会議で相談種別が決定されますが、虐待相談とするには「虐待認定票」で、①事実確認、②児童への影響、③要支援性が確認されます。このような慎重な虐待相談の認定により倉吉児相の虐待相談は 74 件と人口規模に比較して少ない結果になっているように思われます。慎重に虐待認定判断している経過支援の中で、本来虐待ケースに必要な指導支援や介入支援等が滞ってしまう懸念があります。そこで援助が止まってしまうという負の影響が危惧されました。 ○ 児相の援助指針(援助方針)に関して、市区町村からの意見が反映されていない旨のアンケート意見が見られました。市町の判断とは違う決定を児相が行うことはありますが、決定前の意見聴取・意向と決定が相違する場合のていねいな説明が、今まで以上に必要と思われます。意向の反映や情報共有のために、共通アセスメントシートを共有することなどを検討してはいかがでしょうか。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 措置開始や変更時には子どもと事前見学し、関係者会議を実施しています。また委託児等で保護が必要な場合も、子どもが納得した状態での一時保護が行われています。
- 毎年 6～8 月に、措置児がいる施設には担当職員が出向き、ケース対応について協議を行うとともに、施設等からの SOS にはできるだけ迅速に対応するように努めていました。
- 児相からの援助指針は 1 年に一回、子どもの意見を参考にしながら策定されています。また、里親と「子どもの育ち応援シート」を作成していることは高く評価できます。
- 委託児等のメンタルヘルスの課題について、県精神保健福祉センターに日常的に相談することができる体制は評価できます。
- 施設措置児と保護者の面会交流のために福祉司が移送を担うなど、家族関係の維持のために積極的な直接支援が行われています。
- 施設入所後に初めて帰省する場合には、児相と施設がそれぞれ家庭訪問を行い、状況確認を行っていました。
- 施設入所から家庭復帰する場合には、8 段階の「家庭引き取りプラン」を子どもに実施するなど、システム的な対応が行われていました。
- かねてより 20 歳までの措置延長が行われており、特に里親宅で生活していたケースについては、20 歳以降の支援についても社会的養護自立支援事業として行なっています。
- 面会・通信制限の行政処分ケースはありますが、最近の事例は 1 件のみで、他の事例では児相からの指導（要請）で制限の了解を得ていました。指導と行政処分の区別を意識した適切な対応であると評価できます。

【改善が必要な点】

- 社会的養護施設は施設の事情等により入所できない場合があり、一時保護が長期化するなど子どもに負担を負わせている状況がありました。特にユニットなど生活空間の小規模化の要請により、施設の定員減少が続いています。今後もこの傾向が続くことが想定されるため、社会的養護が必要な子どもの受け皿としての里親開拓や一時保護専用施設の設置など、県としての検討が必要と思われます。
- 管内に自立援助ホームがなく、管外の自立援助ホームに入所している子どもが調査期間中は 1 名でした。自立援助ホームが妥当と考えるケースも入所打診が断られる場合があり、将来的にも需要が続くことが想定されるため、管内に自立援助ホームの設置や誘致が必要と思われます。
- 委託児等の心理支援は施設心理士に委ねられるようです。児相としての関わりが求められる事態に十分対応できない状況は、先にも述べている通り心理司の不足によるものです。児相が責任をもって関与するからこそ、里親や施設は安心して子どもへの支援を行うことができます。心理司の増員配置について、検討が必要と思われます。
- 施設からの SOS に対して、児相としては迅速な対応を心掛けておられますが、施設からは「児相はタイムリーに対応されていない」という意見もありました。また支援方針について「どのようになったら措置解除するのかわからない」という意見もあります。個別事例での対応かと考えますが、施設が求める支援ニーズへの対応について、連携を密にとり認識を共有していただければと思います。
- 被措置児童虐待対応マニュアルがありますが、施設等と共有することで信頼関係の形成にも資すると思われます。今後共有される予定があるとのことですが、実施について期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	B
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18 歳以上について、支援を行っているか	A

第Ⅴ部 社会的養育の推進

－ 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等	
【評価すべき点】 ○ 里親支援については地区担当ではなく専任の福祉司が配置されており、里親支援を推進する姿勢がうかがわれました。 ○ 県内に 1 か所あるフォスタリング機関とは、月に 1 回の連絡会が持たれています。里親委託当初からフォスタリング機関が関与し、一緒に訪問してもらうなどの活動が行われています。 ○ 幼児の一時保護はほとんど里親に委託しており、里親の活用や連携は良好のようでした。 【改善が必要な点】 ○ 前述の通りフォスタリング機関は県内に 1 か所であり、管内の里親支援が十分であるかが気になりました。フォスタリング機関の職員が児相に駐在して支援を行っている自治体の例もありますので、フォスタリング機関との連携や里親養育推進について検討が必要と思われます。 ○ 養子縁組支援に関しては、特別養子縁組成立後に半年間のフォローが実施されていないなどの課題がありました。 ○ 養子縁組自体が少ないため児相の取り組みも受け身になりがちですが、特別養子縁組についても、児童福祉法 11 条 1 項 2 号チおよび児童相談所運営指針（令和 6 年 3 月 30 日）第 4 章第 3 節 5 (5) による縁組成立後半年間の児童福祉司指導等を行う必要があると考えます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	B

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【評価すべき点】 ○ 職員個々人だけでなく児相としても、子どもの権利擁護や安全確保と同時に、家族支援の重要性を理解し積極的に取り組んでいる様子が見えてきました。また施設や市町からも、一定以上の評価が得られています。 ○ 一時保護件数が比較的少ないために、短期入所治療を積極的に行っています。その中には親子関係調整を目的としたケースもあり、福祉司が自宅まで迎えに行き、日中を保護所で過ごして、保護者が迎えるにこるような運用が行われていました。 【改善が必要な点】 ○ 施設アンケート及び児相でのヒアリング結果によると、再構築・再統合の支援計画の作成は一部では行われていますが、すべてのケースにおいて実施されている状態ではないようです。パーマナンス（子どもの養育環境の継続性）の観点から、子ども自身にも、また施設や里親等の支援者のためにも、支援計画策定のルール化が必要と思われます。 ○ そのためには、進行管理の方法や専任チームの配置など他自治体での取り組みを研究し、現場の実態に則した効果的な制度について検討されることを希望します。 ○ 児家センは各児相管内に 1 か所ありますが、児相との連携は十分ではない印象を受けました。在宅の親子支援強化と、行政ではない住民により近い民間の支援として、児家セン指導委託を積極的に活用することを積極的に検討されてはいかがでしょうか。 ○ 親子関係調整や再構築の必要性は職員全体が感じているようですが、福祉司の担当ケース数の多さ、心理司の業務負担等に起因して十分には行われていないように思えます。県としても、市町で行うペアレントトレーニング事業の活用推進など、さまざまなレベルでの働きかけが必要と思われます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 児相が受理した虐待情報については、電話で市町へ基礎情報の提供を依頼し、文書でその情報が伝えられると同時に、各市町の要対協の管理ケースに D（調査中）として登録するよう要請しています。児相の援助方針会議では「A」（里親委託や施設入所）、「B1」（児相が主担当として在宅支援）、「B2」（市町が主体となって在宅支援）、「C」（市町ケースとして在宅での見守り、対象不必要）の方針を「情報提供書」として文書で通知するなど、実施責任と支援内容を市町に伝えていました。 ○ 管内市町とは、年度当初に B1 ケースの状況報告を行い、秋に事例検討を行うなど、市町要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」とする）の実務者会議とは別に情報共有を行っています。 ○ これまで児福審は年 4 回程度開催され、里親認定や被措置児童等虐待事案の審議が行われていました。今後は児童福祉法第 28 条による家庭裁判所の審判請求ケース（以下、「28 条ケース」とする）や、子どもや保護者の意向と児相の援助方針が異なるケースに加え、児相が抱える困難事例についても諮問しようと具体的に準備されており、児福審活用について積極的に検討されています。 【改善が必要な点】 ○ 市町へは「制度としての委託や送致は実施しない」ことが原則のようです。そのため“児相での関与を終了するが引き続き家族への支援が必要”と判断した B2 ケースについては、市町送致は行わず「情報提供書」を送付しているようです。しかし「情報提供書」はあくまで「紹介」であり支援実施を行うかは市町の判断になります。B2 ケースで引き続き家族への支援が必要と判断するのであれば、市町送致とされるほうが確実かと思われるため、検討されることを期待します。 ○ 児相から市町に交付する「情報提供書」は担当福祉司名での発信となっています。情報公開の対象になる公文書ですので、情報公開の際には黒塗りになるとしても、職員を守る観点からすれば所長名または課長名が適切ではないかと考えます。 ○ 管轄市町は人口規模も小さいため、子ども家庭相談業務は職員の兼任業務が多く、在宅支援を十分な体制で行うには困難なこともあるかと思われます。その結果、市町で対応すべき在宅支援を福祉司等が担う必要があり、児相業務が圧迫されています。市町に体制強化を求めつつ、各児相管轄地域に 1 つ設置されている児家センが各市町の実務者会議に参加し、児相から指導委託をかけ、市町職員と同行訪問するなどの市町支援について検討されてはいかがでしょうか。同時に、在宅の親子支援強化のための、より一層の活用も提案します。 ○ 市町の対応力向上や職員育成のため、例えば、共有するリスクアセスメントシートを用いた合同事例検討会や在宅モデルケースの支援計画策定研修など、実際的な協働作業を通じて相互理解を深め、役割分担や連携方法等を見直していく工夫が考えられます。また一定規模の市とは児相との交換人事を行うことで、機関相互の理解向上につながると考えられます。 ○ 一時保護や委託等からの家庭復帰の際、解除後に個別ケース検討会議が開催される場合もあるようです。事前に関係機関には説明は行っているようですが、市町や関係機関は「児相の決定を押し付けられた」という受け取りになることもあります。今後は原則として「解除前に個別ケース検討会議を開催し、解除後のセー

フティネットを作ってから家庭復帰」を行うことが、関係機関連携だけでなく親子への支援にとって大切であると思います。

○ 委託・措置解除についての事前説明や、解除後の児童福祉司指導の状況報告について、施設も市町も不満があるようです。適切な情報提供が必要と思われます。

○ 児福審が 2024 年 10 月から独立し、意見聴取や報告を適宜行っていくとのことでしたので、その効果を期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B

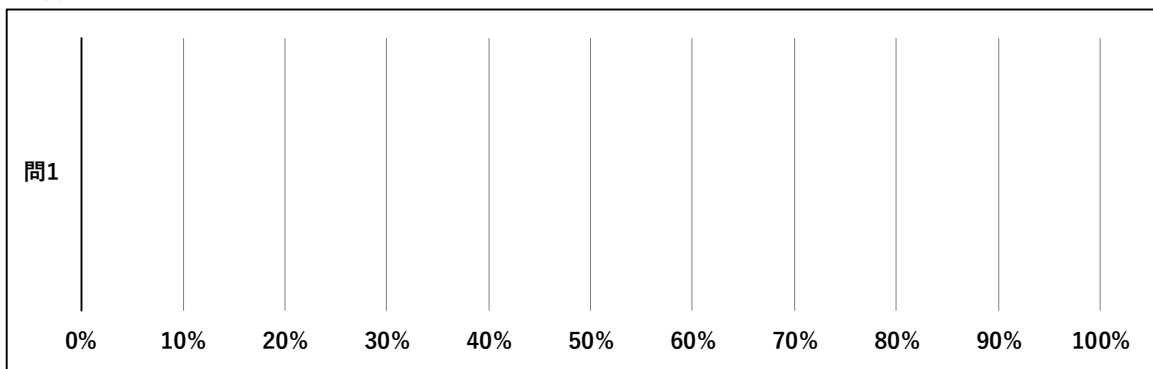
こどもアンケート結果

(2024 年 10 月実施)

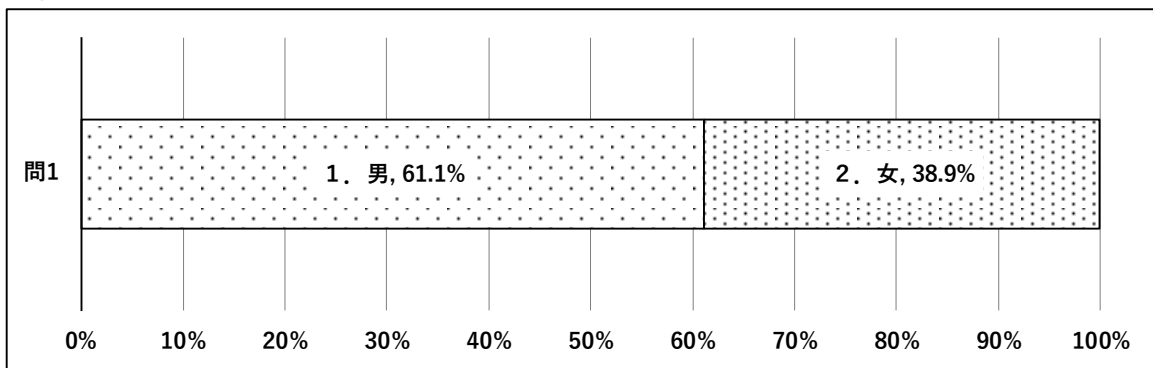
対象：在宅指導中・施設入所中・里親委託中の子ども

問1 性別は。

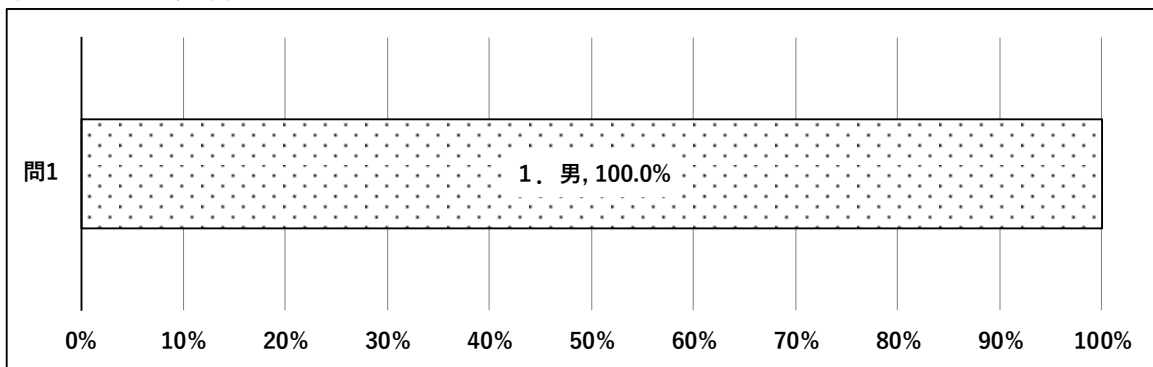
里親 N = 0



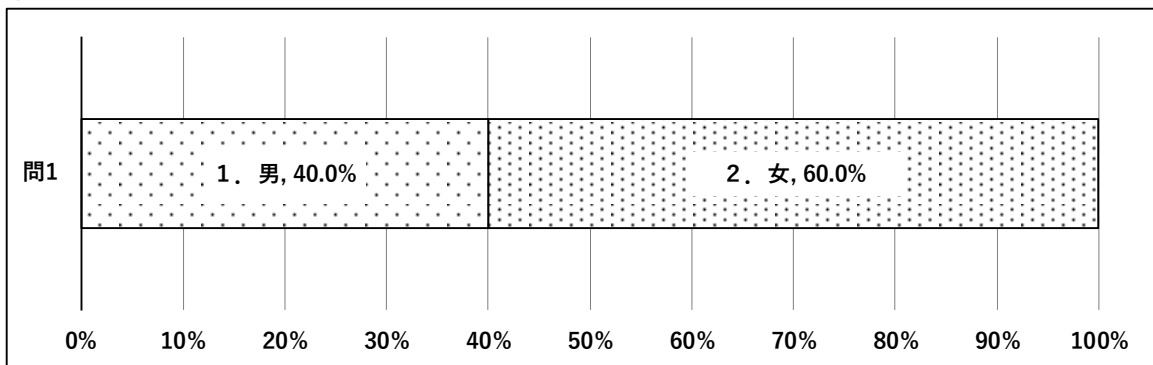
施設 N = 18



答えたくない、未記入 N = 2

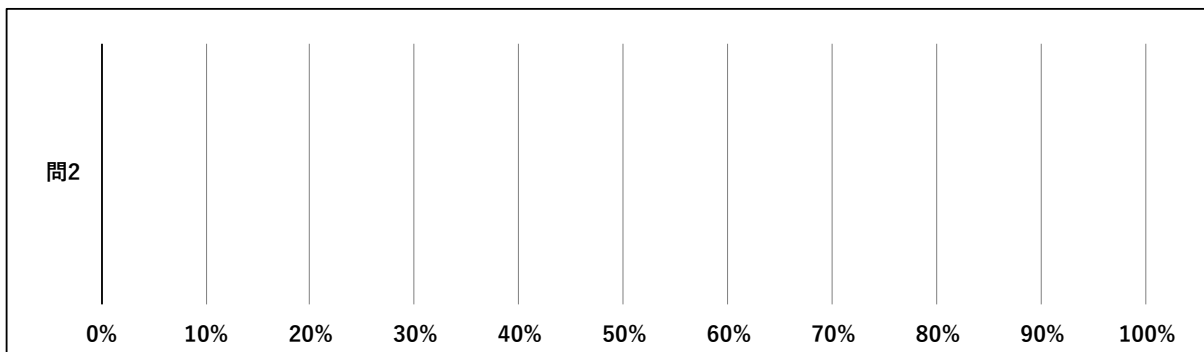


在宅 N = 5

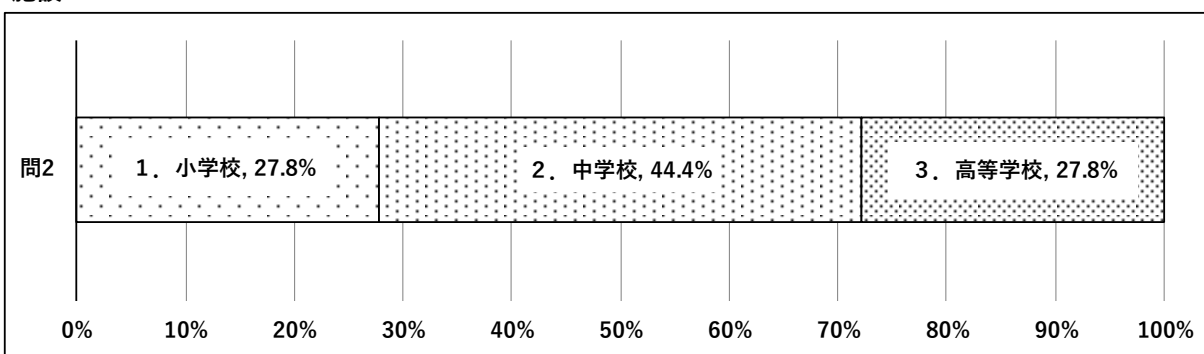


問2 あなたの学校は。

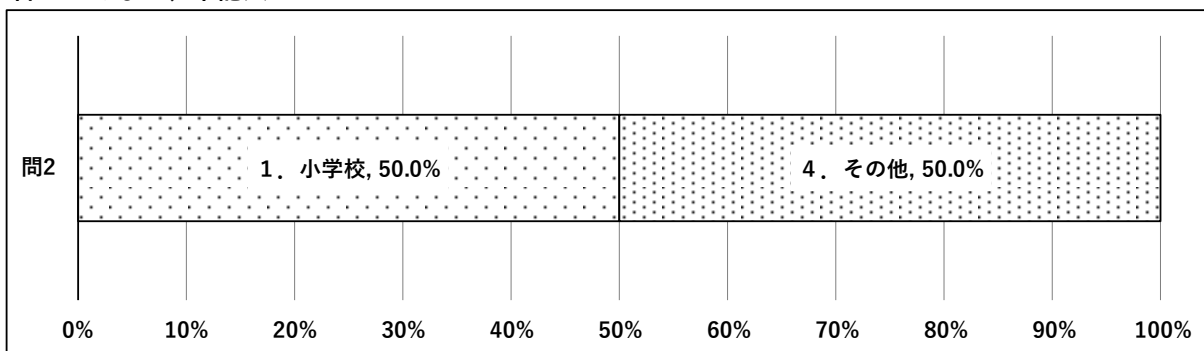
里親 N = 0



施設 N = 18

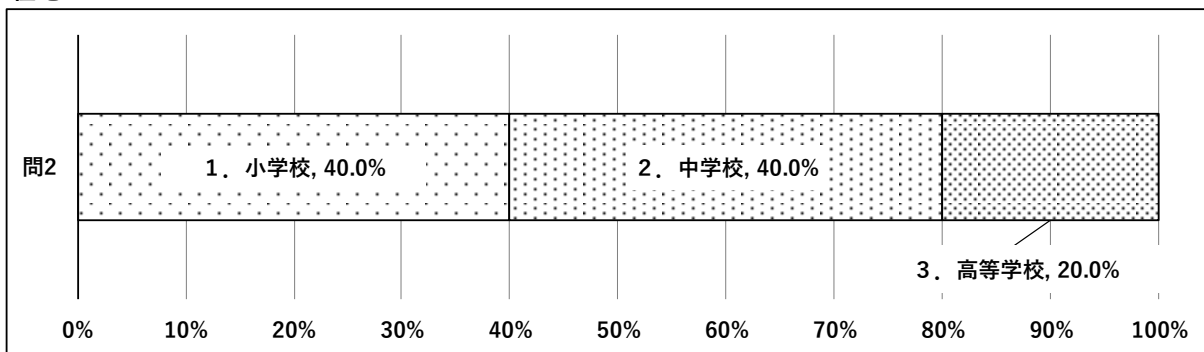


答えたくない、未記入 N = 2



その他コメント：大学

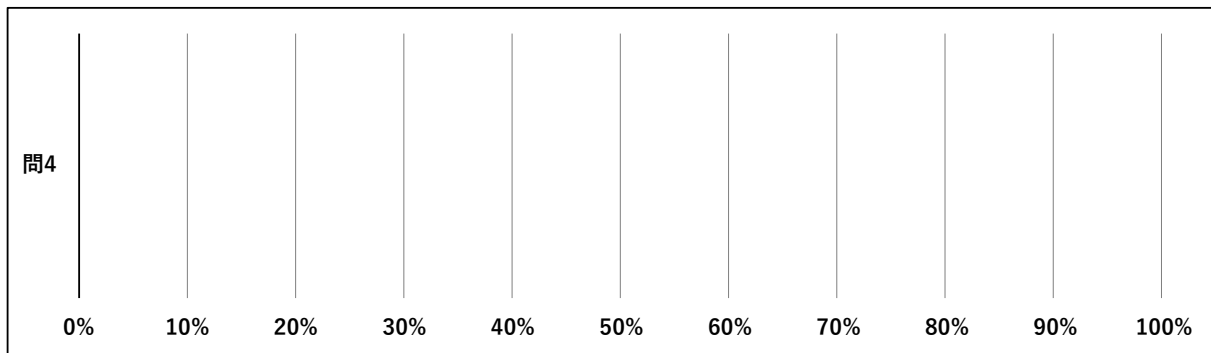
在宅 N = 5



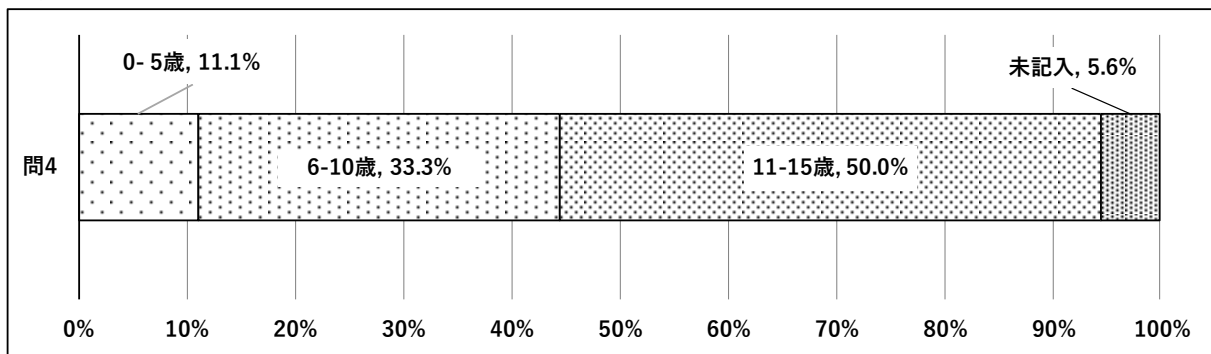
問3 あなたが今生活をしているのはどこですか →グラフ分類のとおり

問4 ここ（施設や里親さんの家）に来た日は何歳の時ですか。

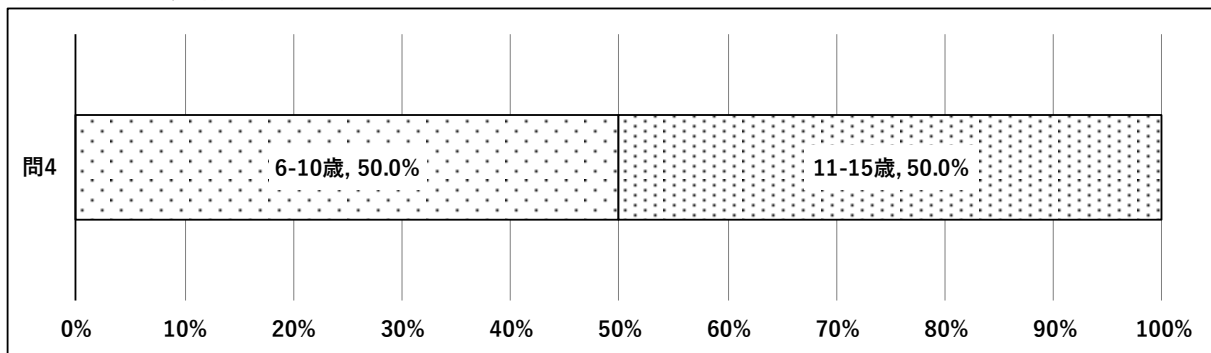
里親 N = 0



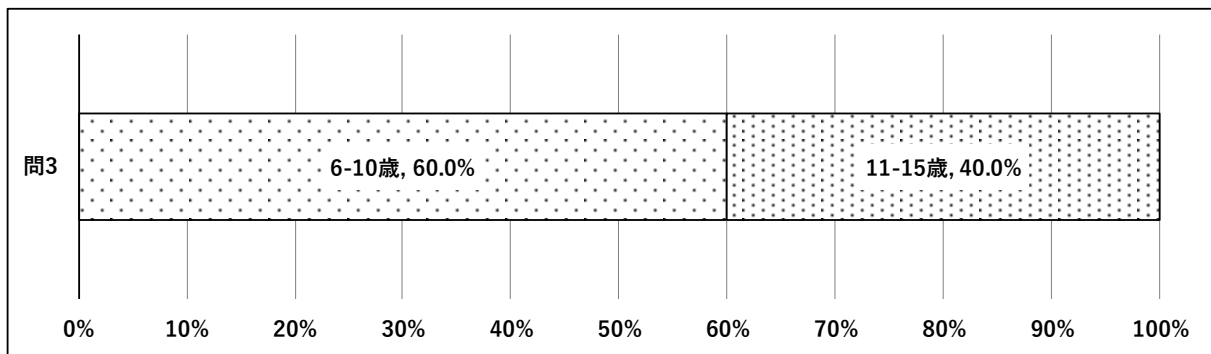
施設 N = 18



答えたくない、未記入 N = 2

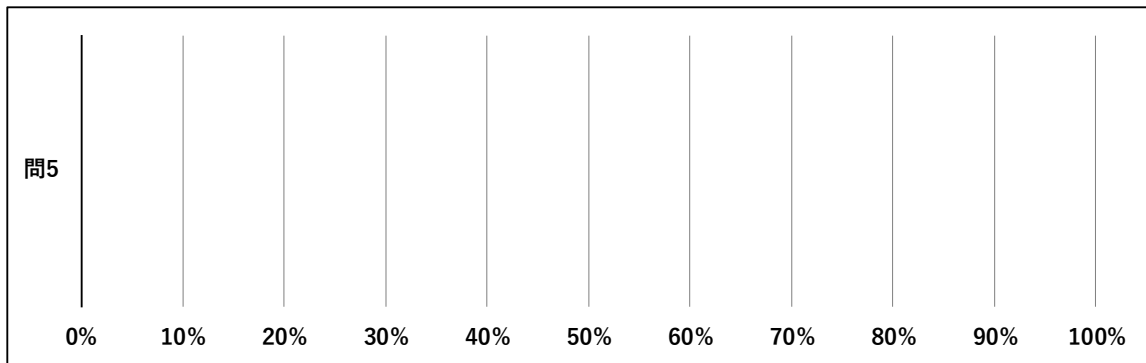


在宅 N = 5

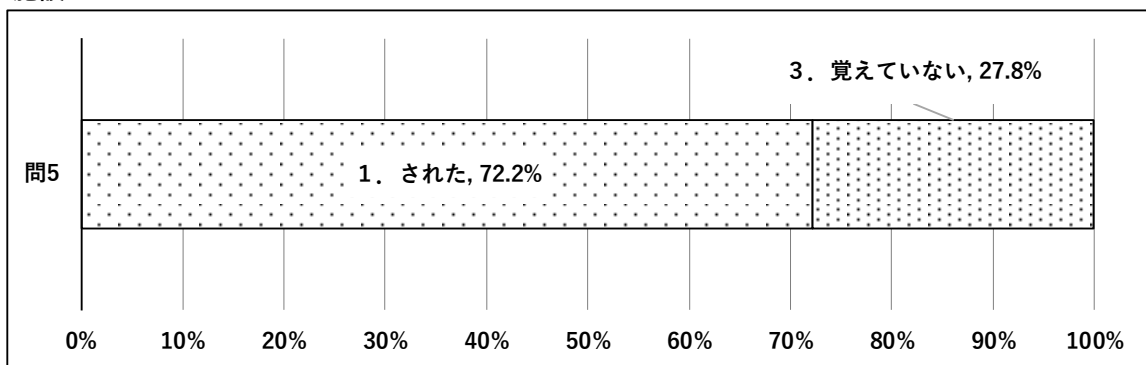


問5 あなたがここで生活することになった理由を児童相談所の人から説明されましたか。

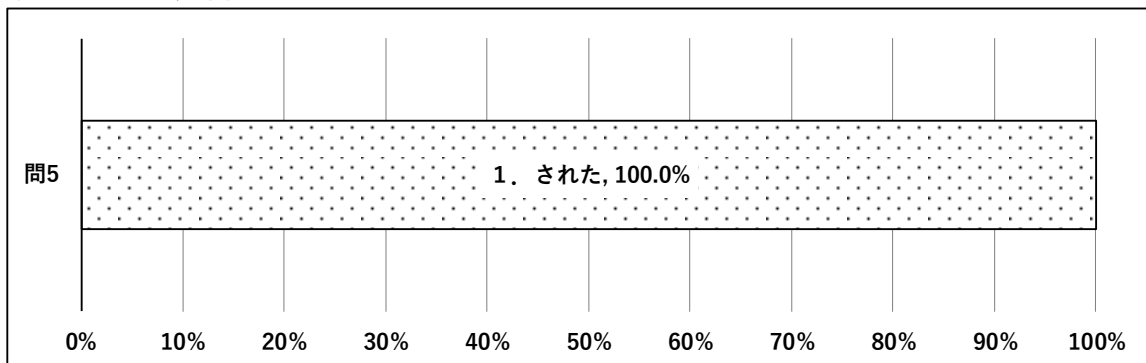
里親 N = 0



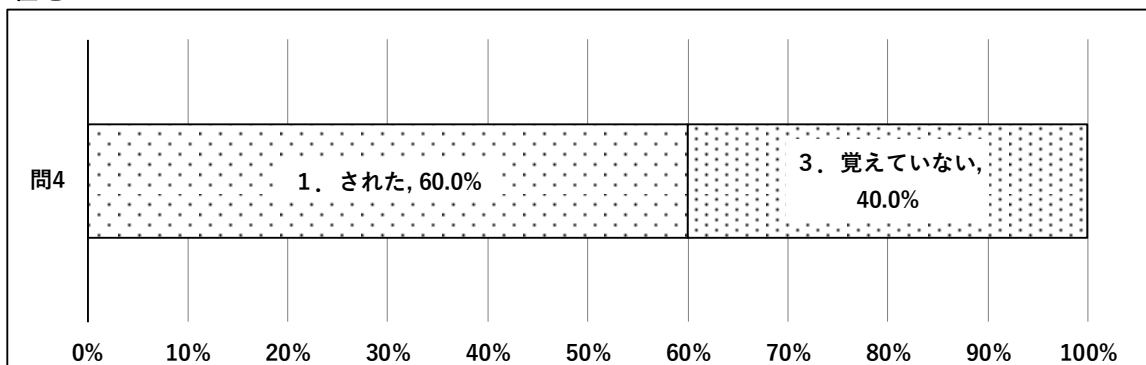
施設 N = 18



答えたくない、未記入 N = 2

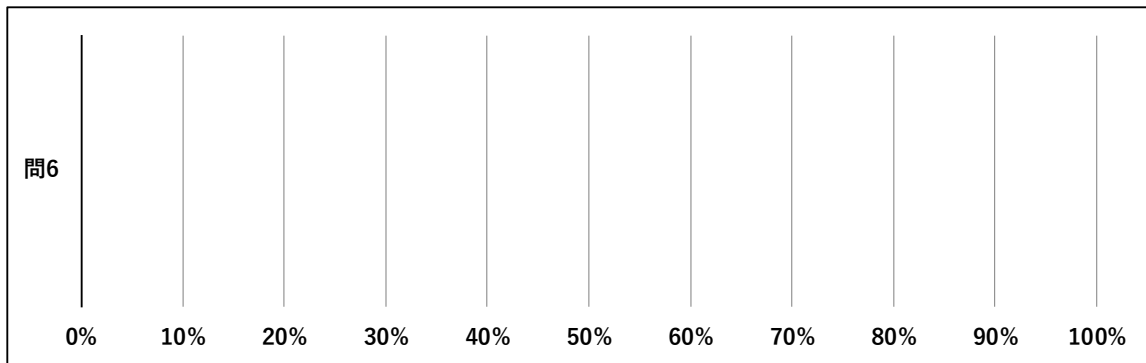


在宅 N = 5

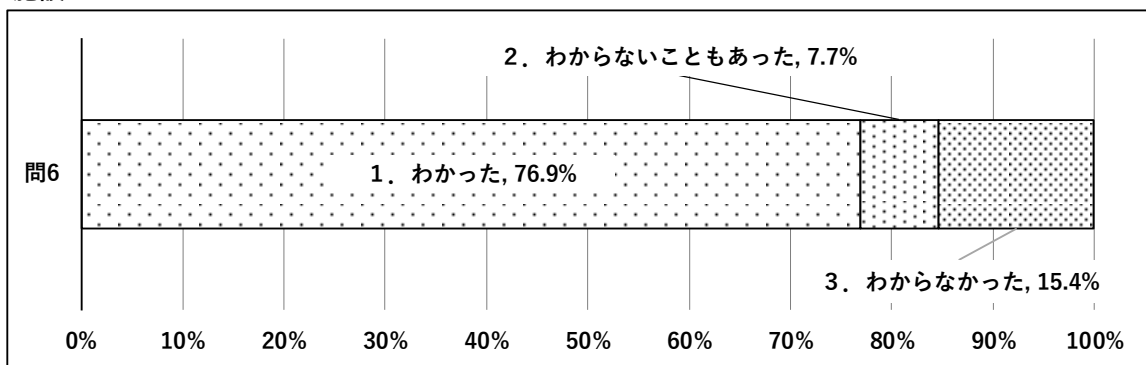


問6 説明をされた内容はわかりましたか。

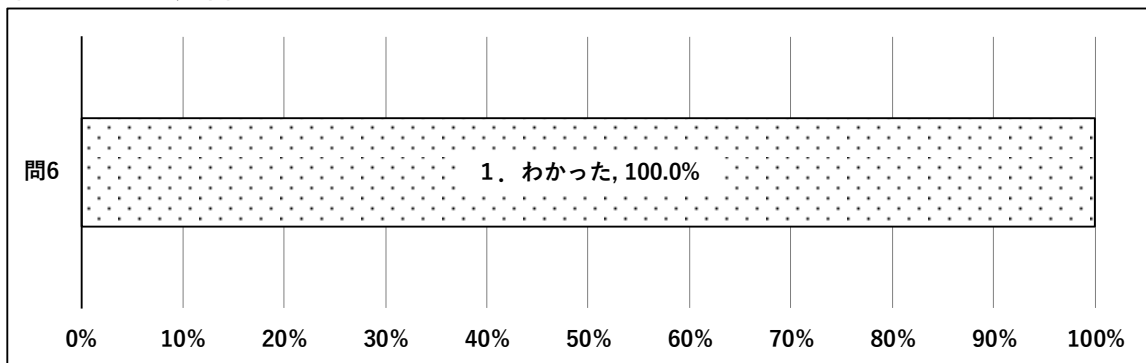
里親 N = 0



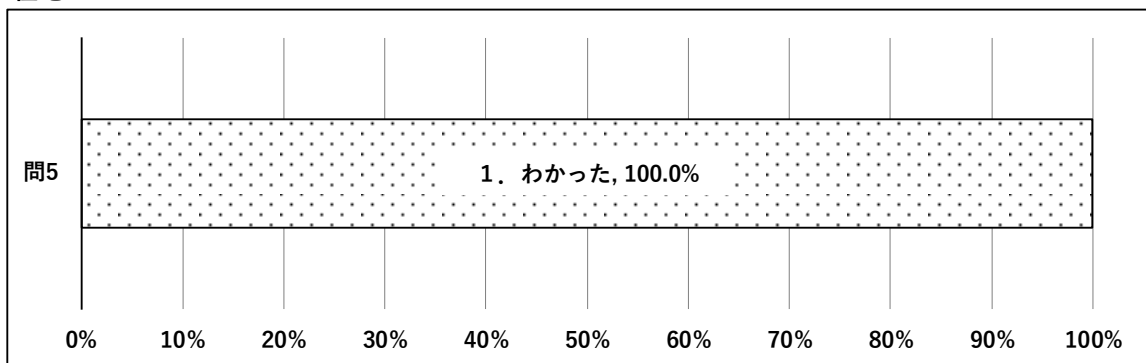
施設 N = 13



答えたくない、未記入 N = 2

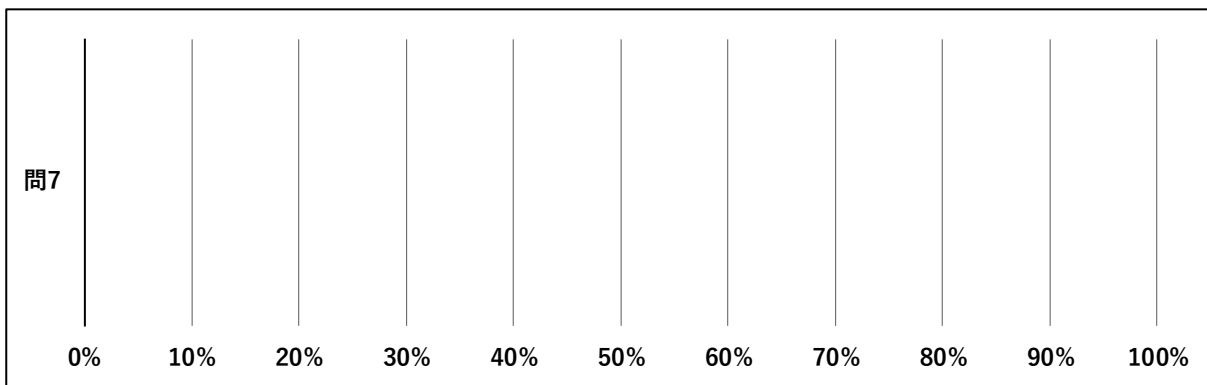


在宅 N = 3

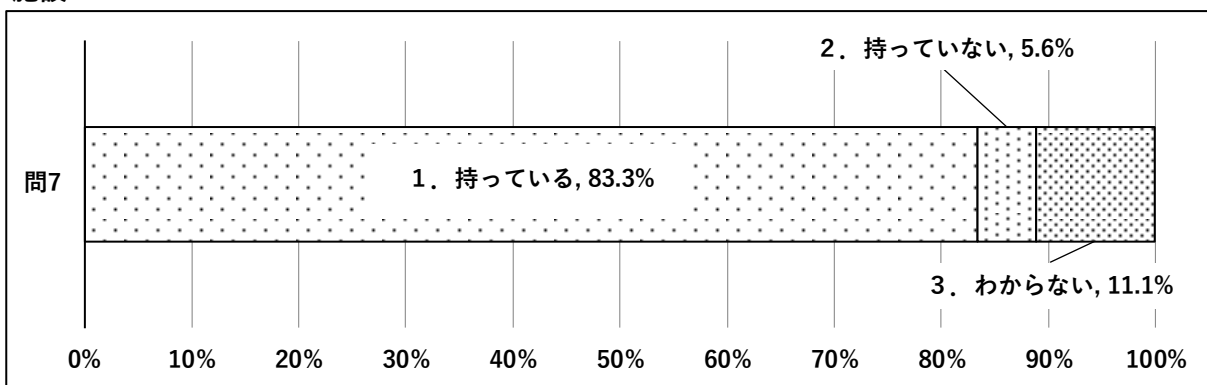


問7 あなたは、権利ノートを持っていますか。

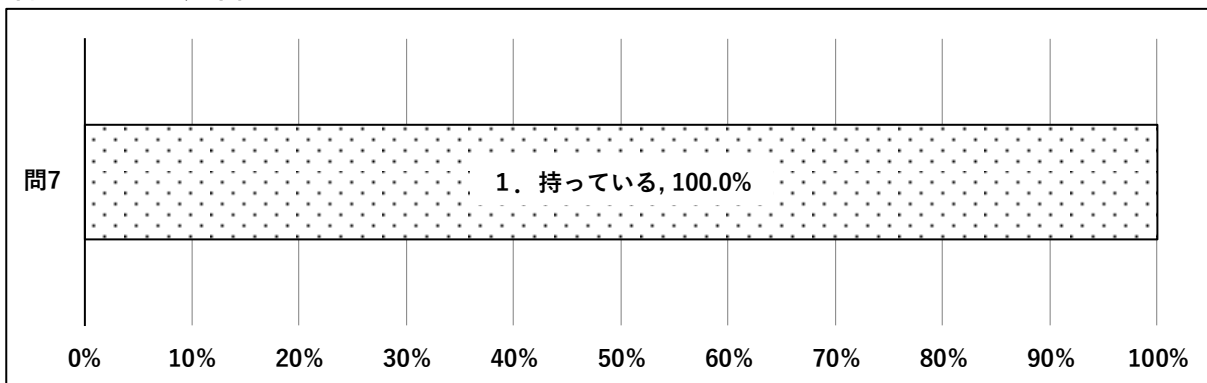
里親 N = 0



施設 N = 18

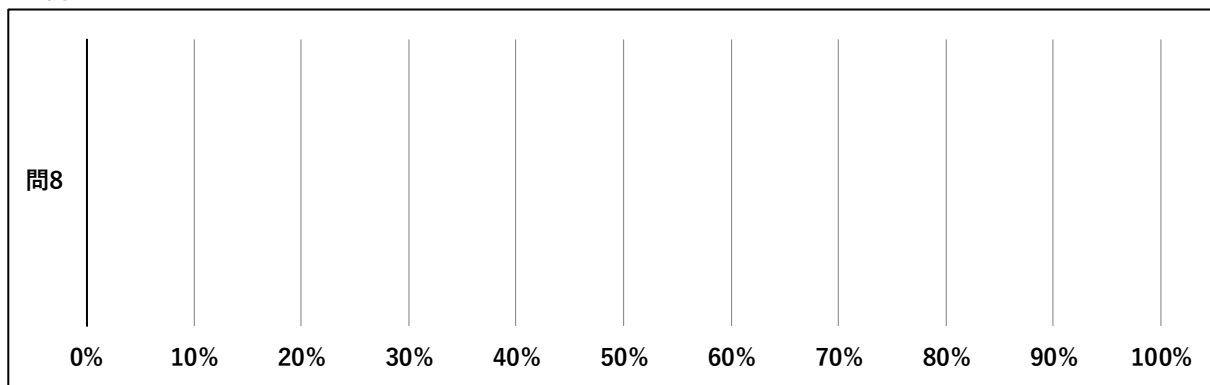


答えたくない、未記入 N = 2

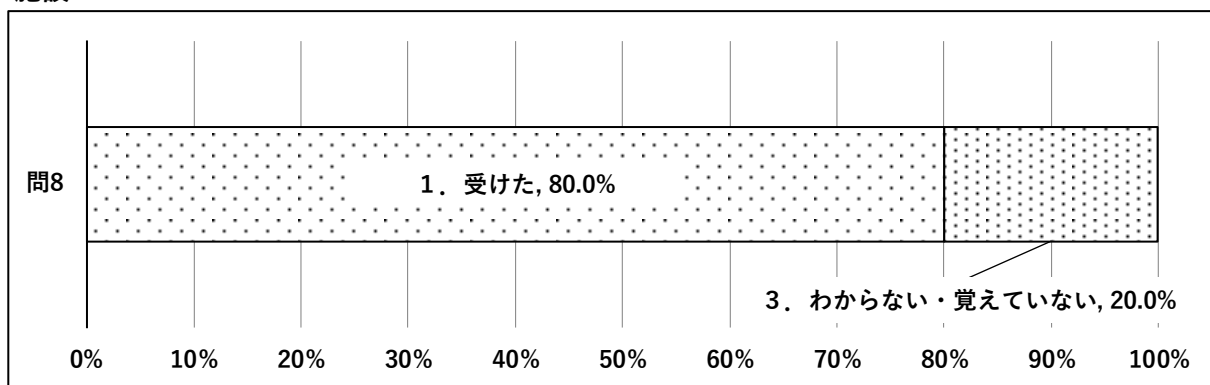


問8 権利ノートの使い方などについて説明を受けましたか。

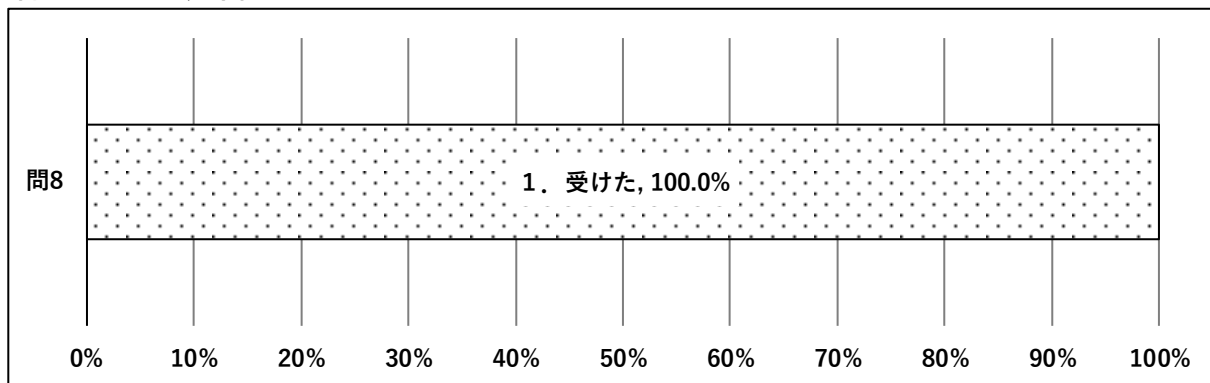
里親 N = 0



施設 N = 15



答えたくない、未記入 N = 2

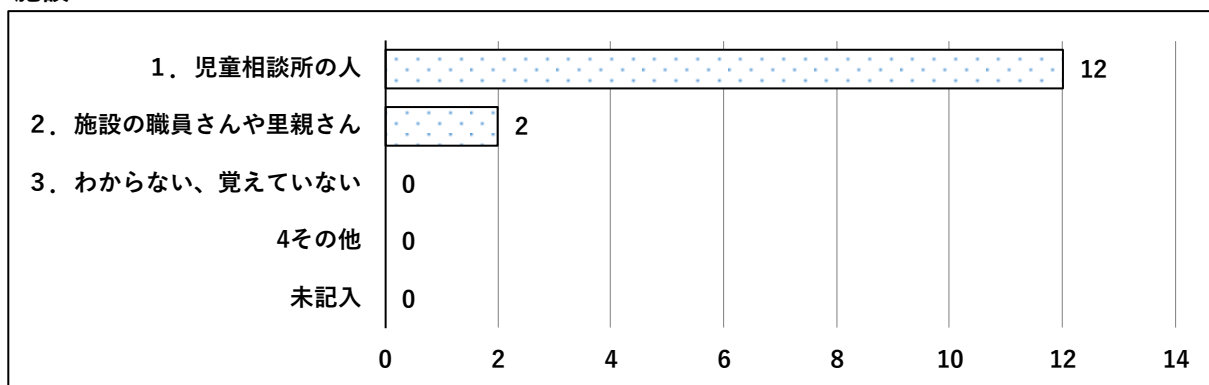


問9 誰から権利ノートの使い方などについて説明を受けましたか。(複数回答)

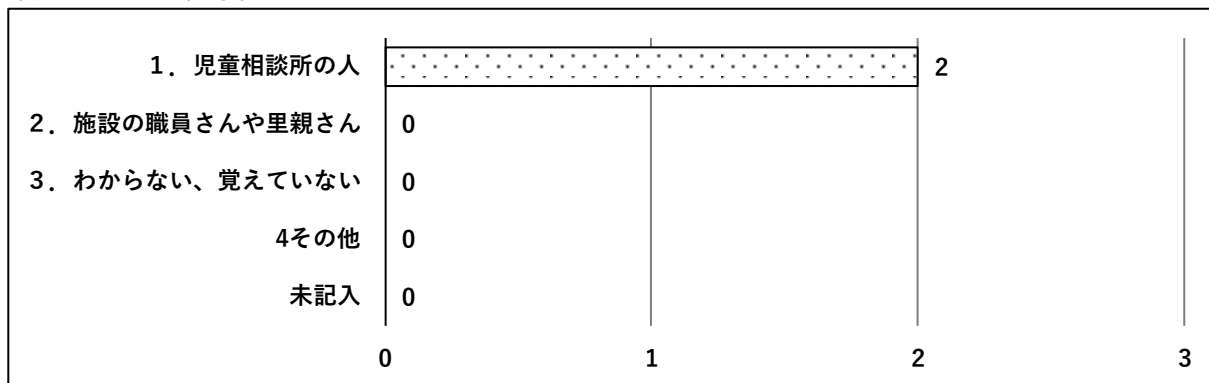
里親 N = 0



施設 N = 12

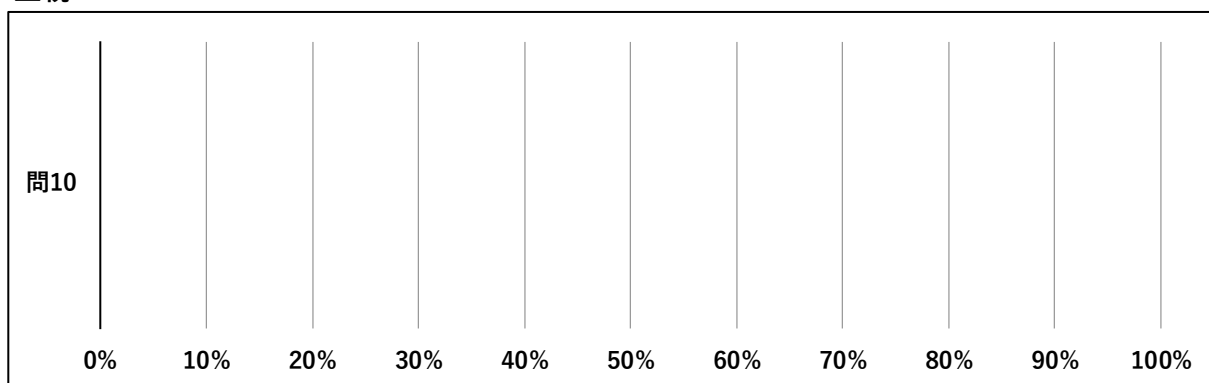


答えたくない、未記入 N = 2

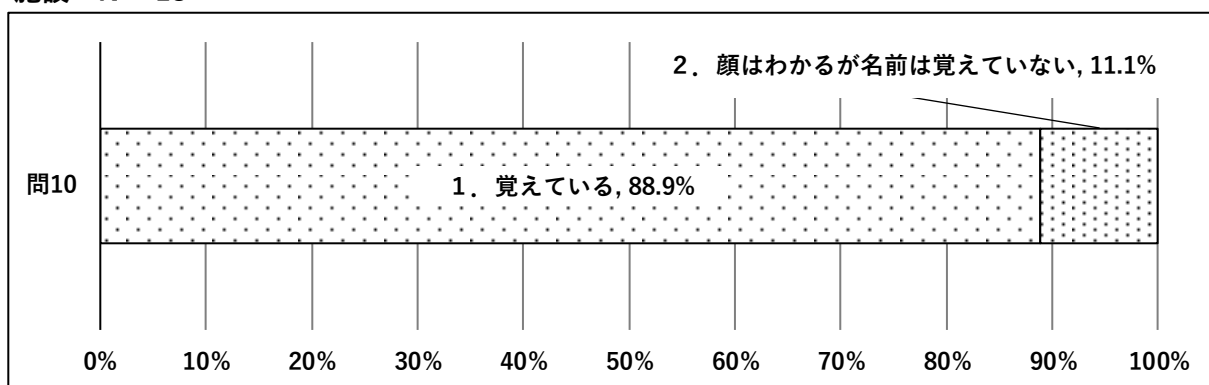


問10 あなたの今の担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）や児童心理司さんの名前を覚えていますか。

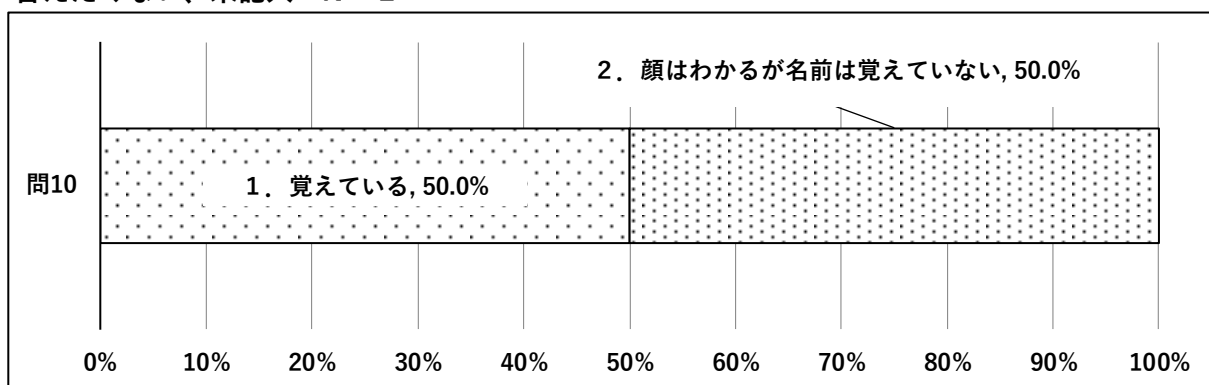
里親 N = 0



施設 N = 18

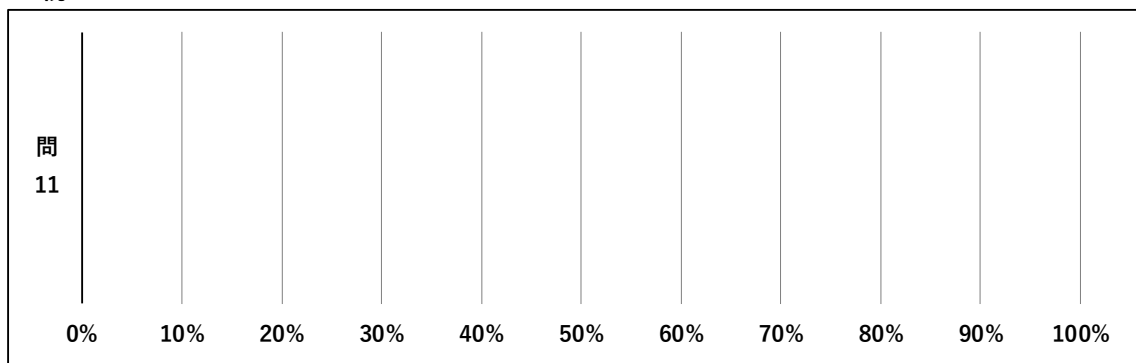


答えたくない、未記入 N = 2

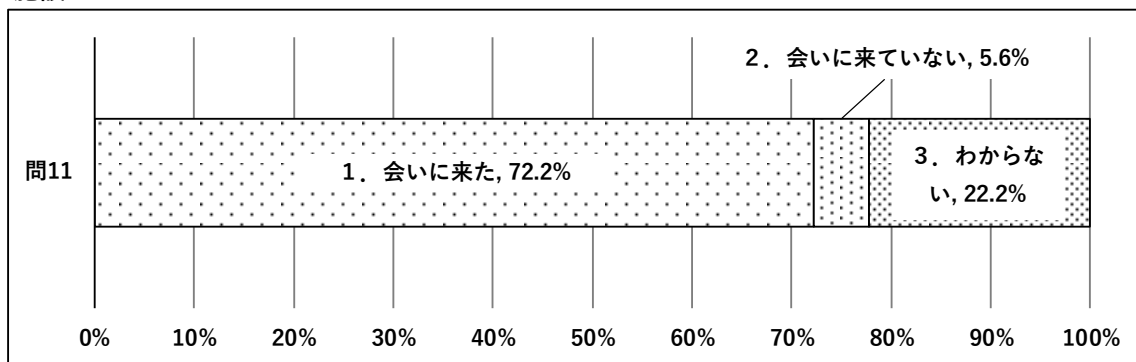


問11 あなたの担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）や児童心理司さんは半年以内にあなたに会いにきましたか。

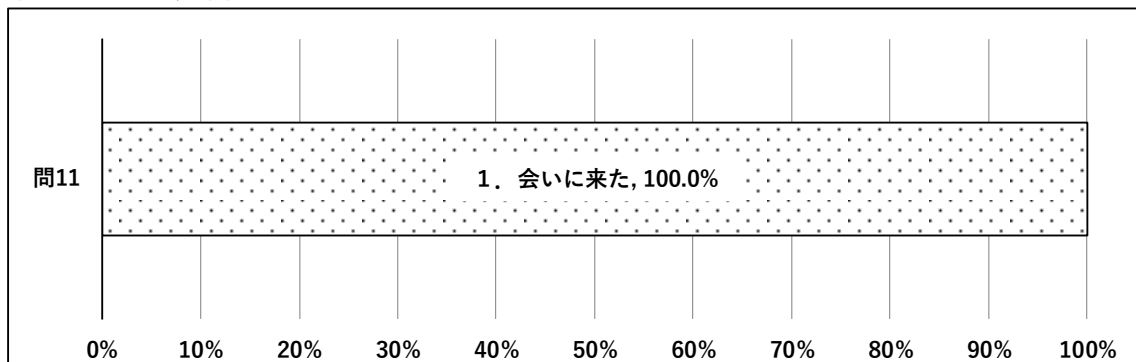
里親 N = 0



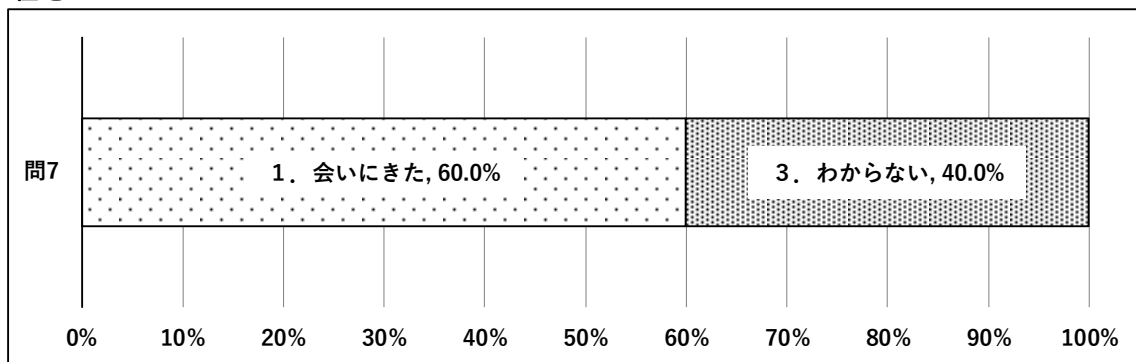
施設 N = 18



答えたくない、未記入 N = 2



在宅 N = 5

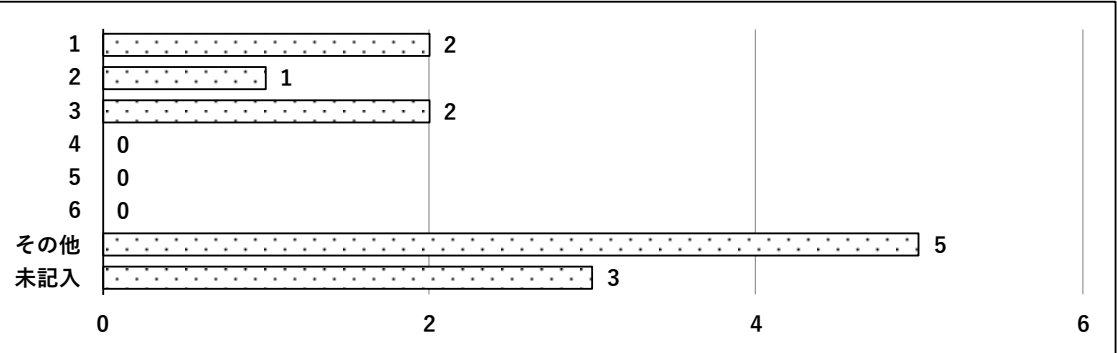


何回くらい会いにきましたか。

里親 N = 0

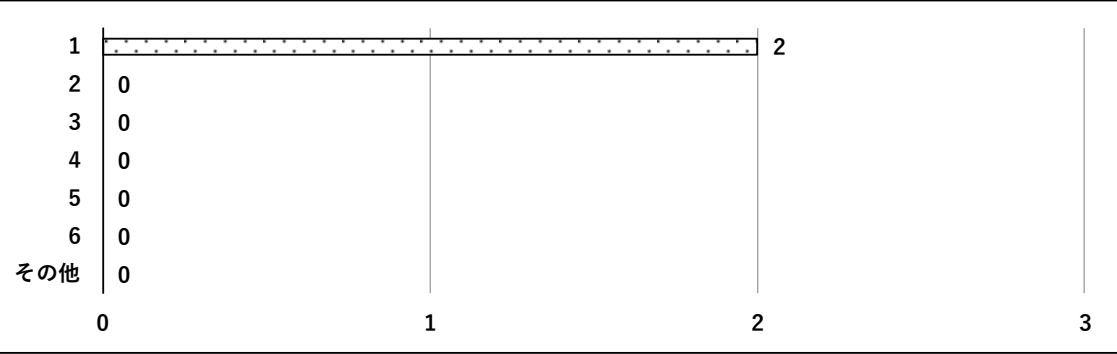


施設 N = 13

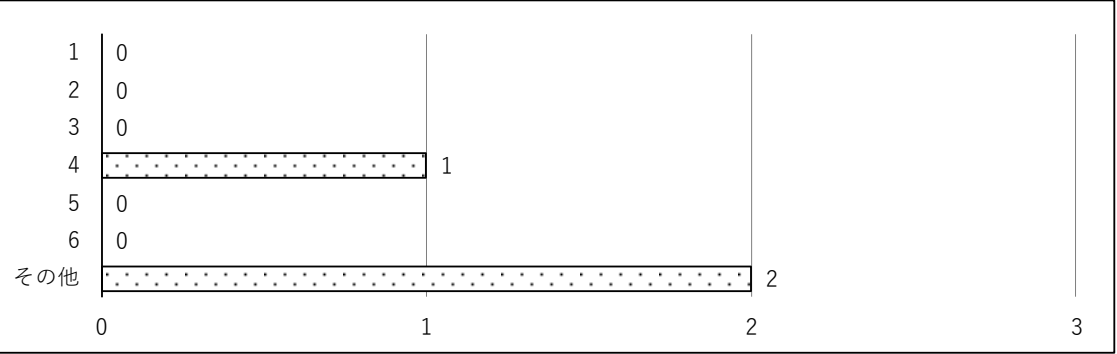


その他コメント：2～3(2)、8、回数は覚えていない

答えたくない、未記入 N = 2



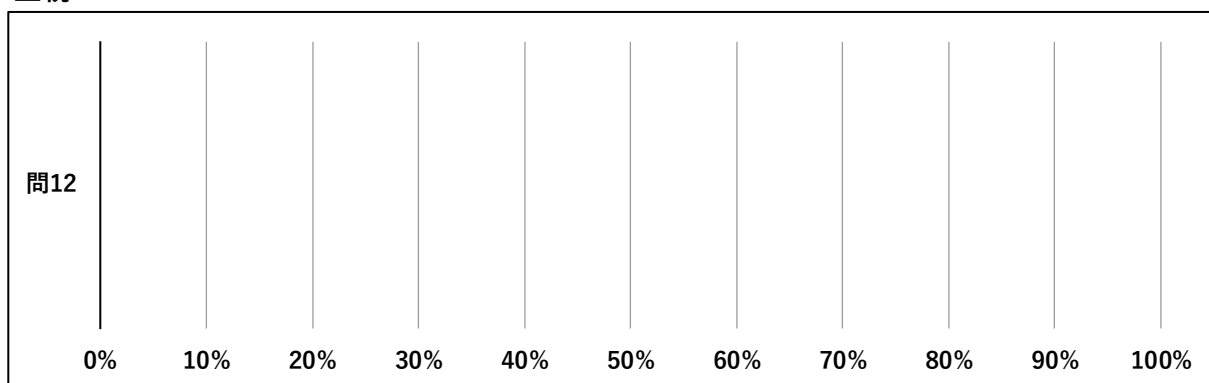
在宅 N = 3



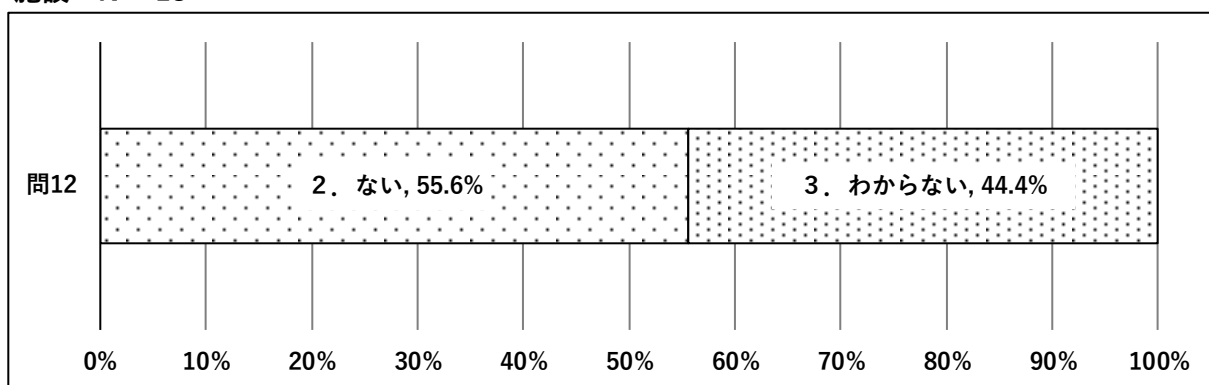
その他コメント：15、16

問12 あなたの担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）から、半年以内に電話やお手紙がきましたか。

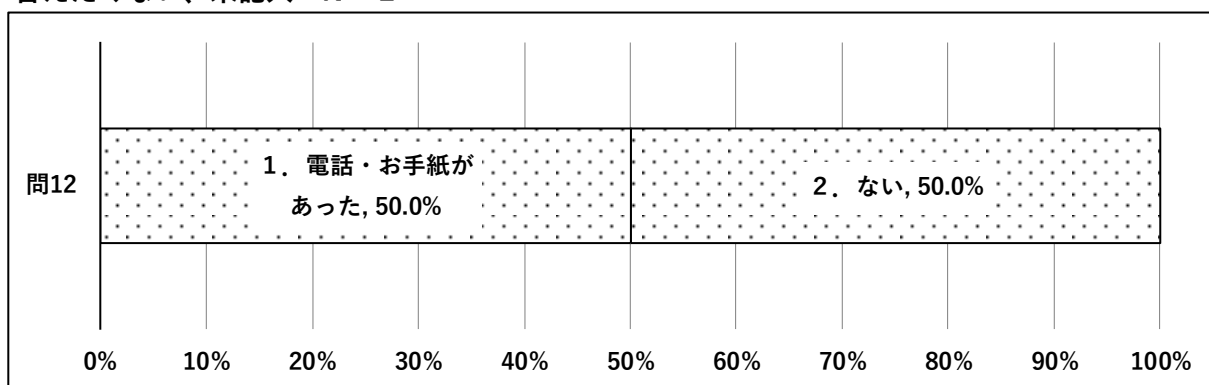
里親 N = 0



施設 N = 18



答えたくない、未記入 N = 2



何回くらい電話やお手紙がきましたか。

里親 N = 0

1		
2		
3		
4		
5		
6		
その他		
0		1

施設 N = 0

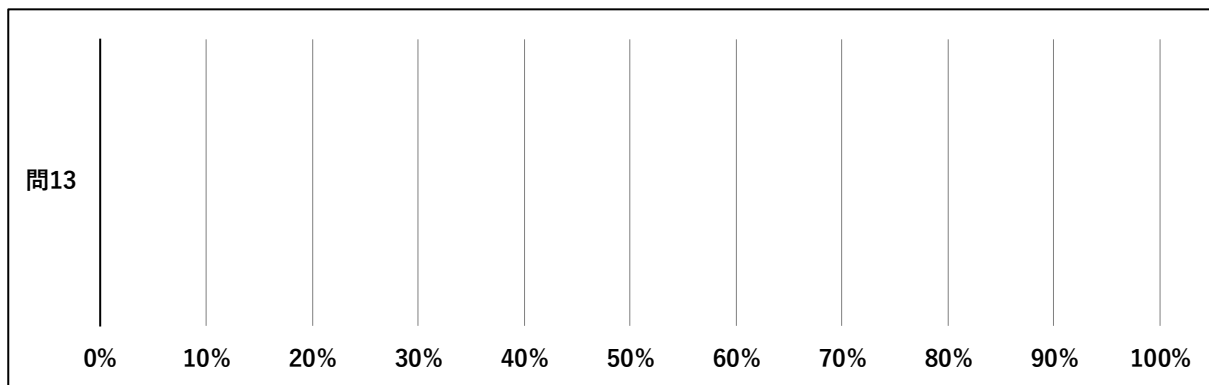
1		
2		
3		
4		
5		
6		
その他		
未記入		
0		1

答えたくない、未記入 N = 2

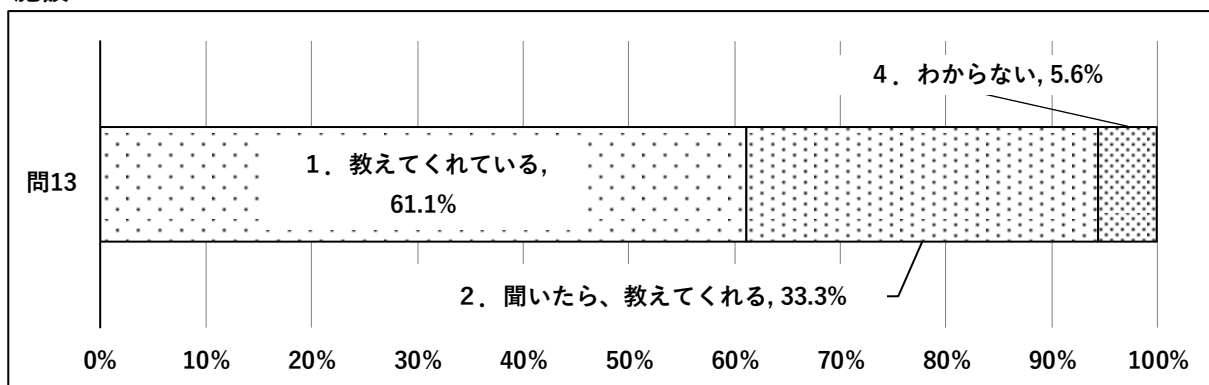
1	0		
2			2
3	0		
4	0		
5	0		
6	0		
未記入	0		
0		1	2

問13 児童相談所の方は、あなたの家族のことを教えてくれていますか。

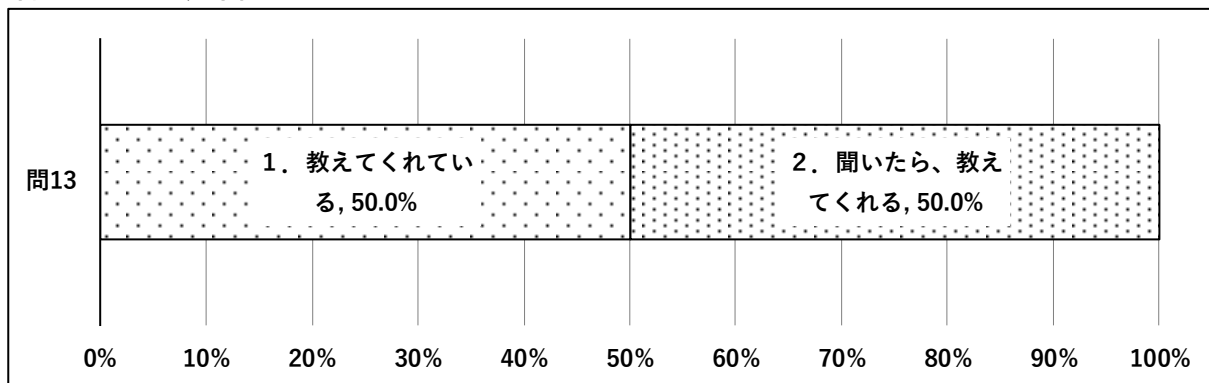
里親 N = 0



施設 N = 18

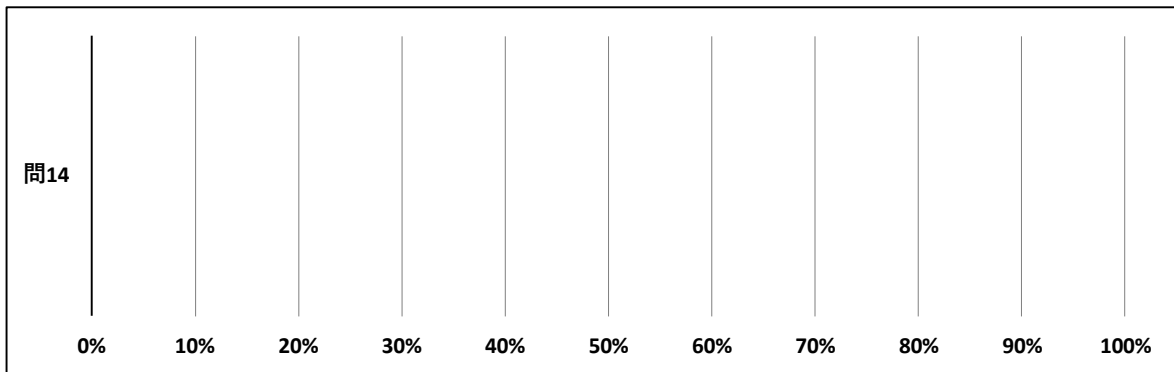


答えたくない、未記入 N = 2

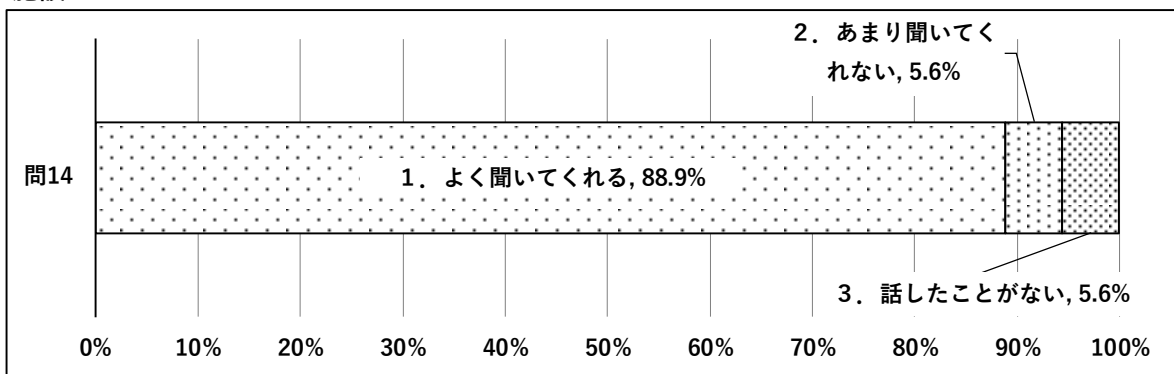


問14 児童相談所の方は、あなたの話をよく聞いてくれますか。

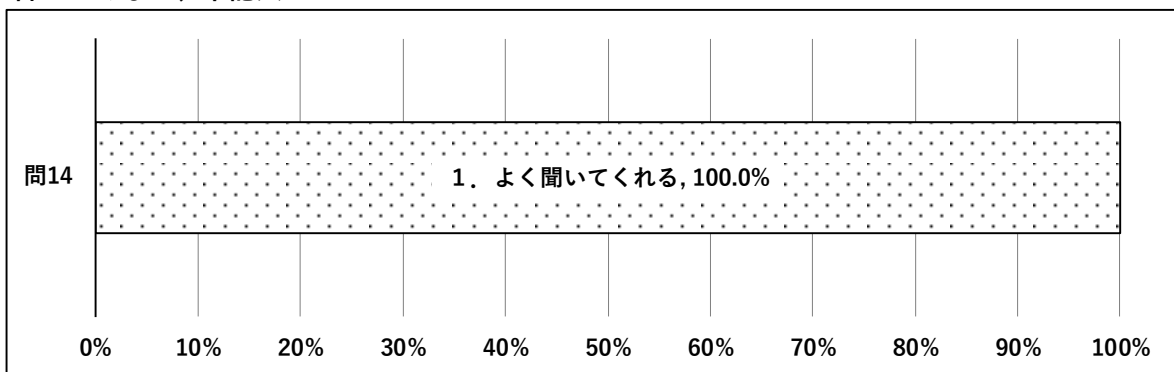
里親 N = 0



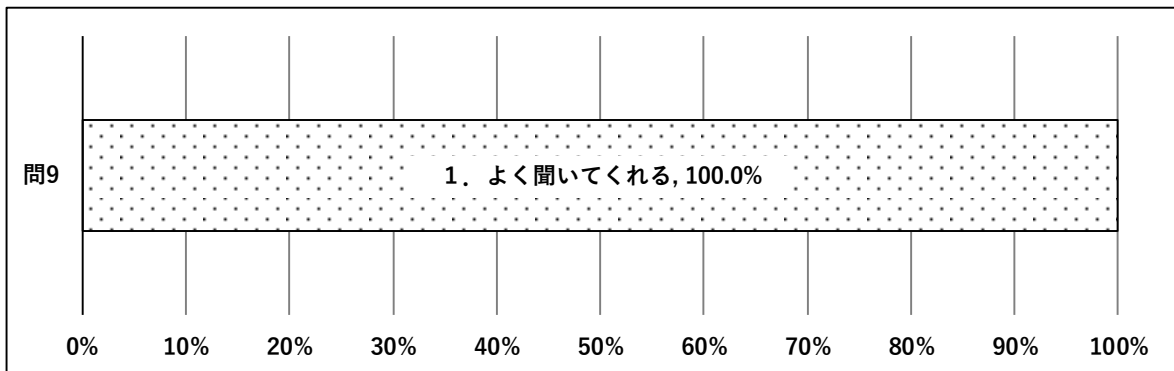
施設 N = 18



答えたくない、未記入 N = 2

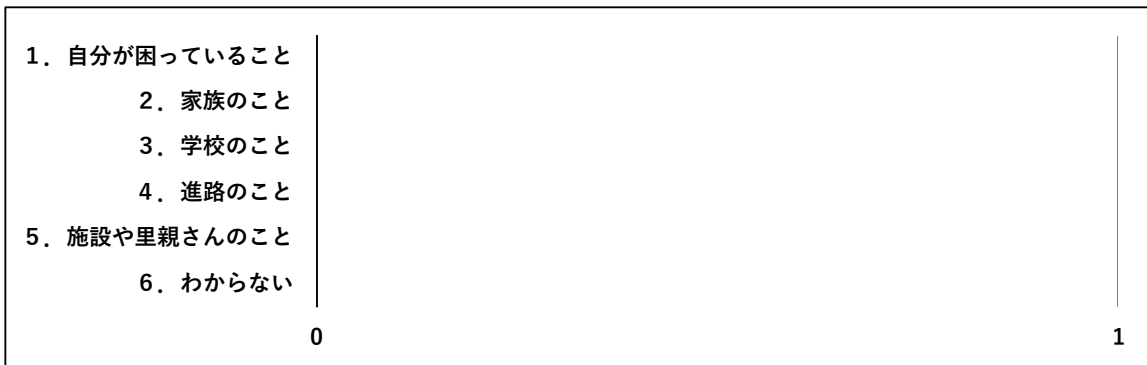


在宅 N = 5

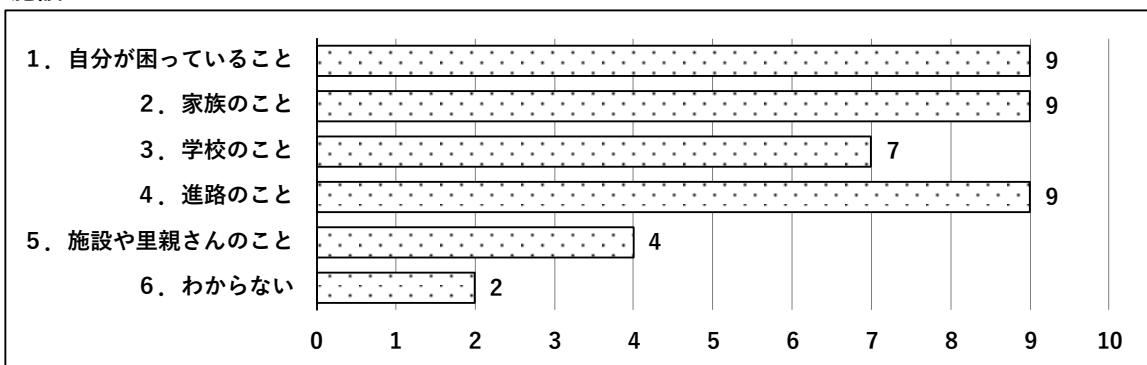


問15 よく聞いてくれたと答えた方、どんな相談ができますか（複数回答）

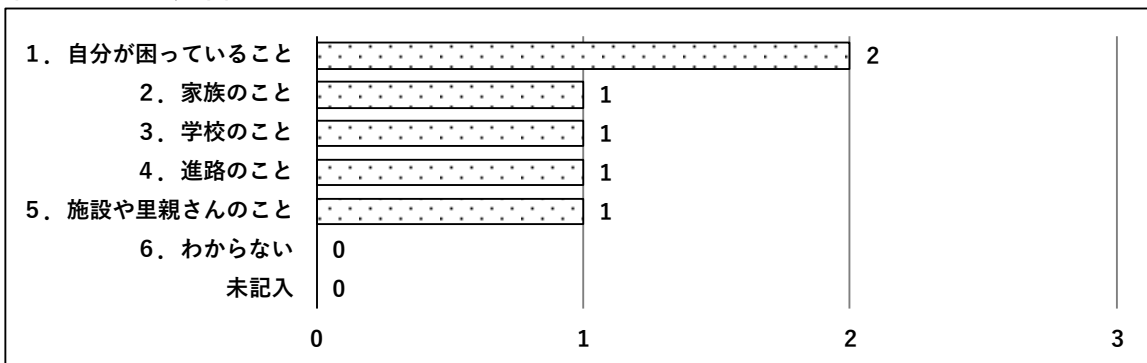
里親 N = 0



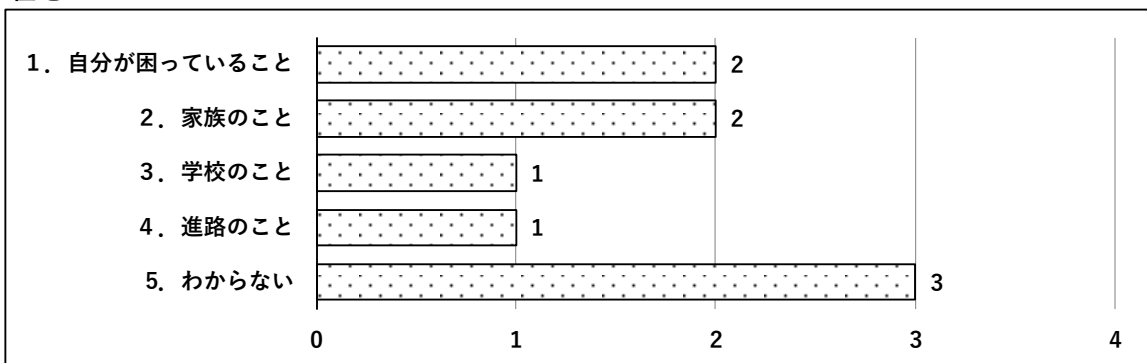
施設 N = 16



答えたくない、未記入 N = 2

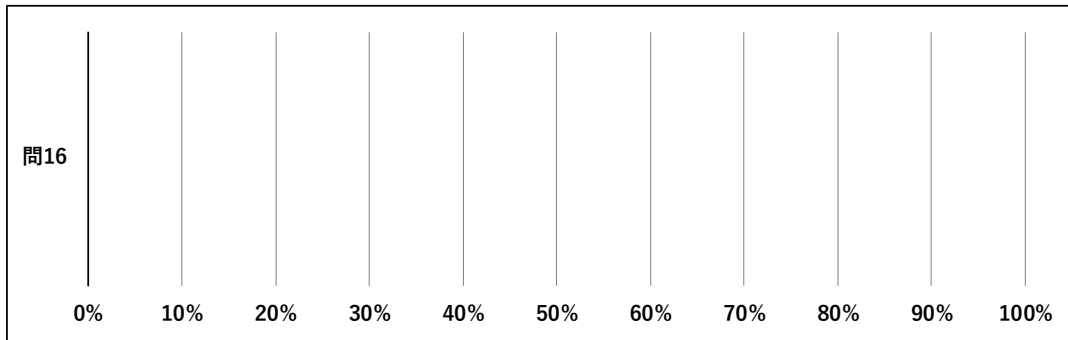


在宅 N = 5

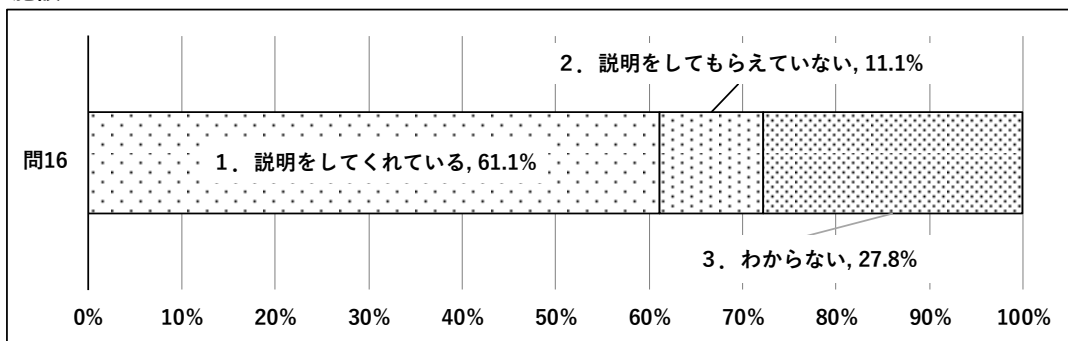


問16 あなたのこれからのこと（いつまでここで生活するかなど）について、児童相談所の人には説明をしてくれていますか。※施設入所・里親委託中の子どもアンケート

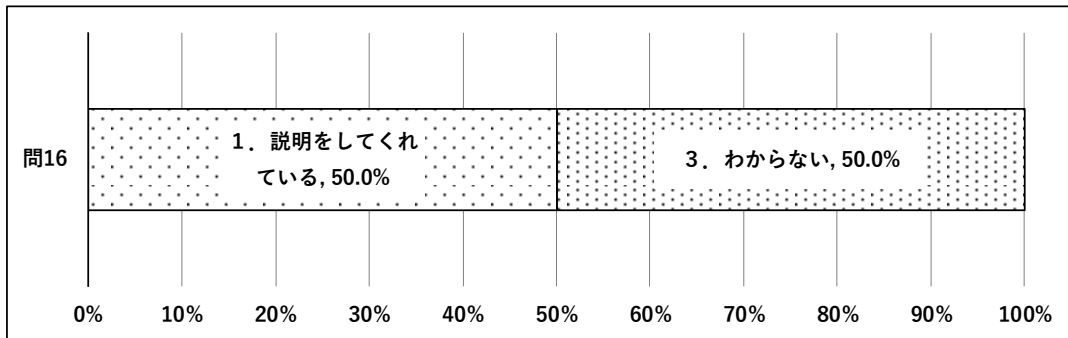
里親 N = 0



施設 N = 18



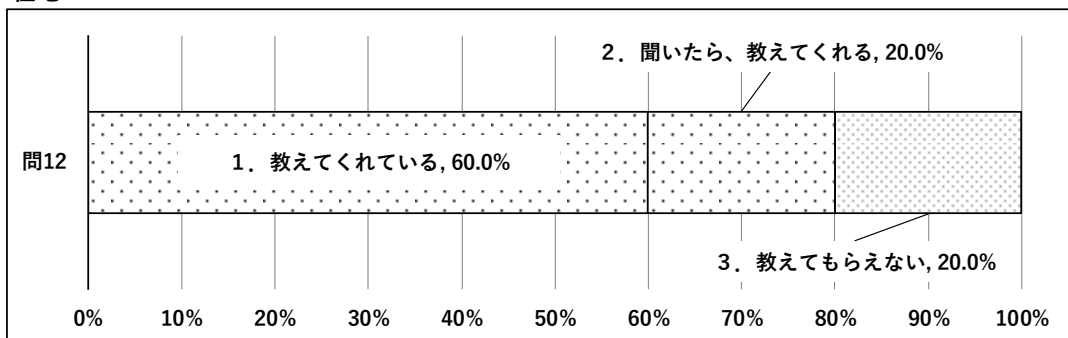
答えたくない、未記入 N = 2



問12 児童相談所の人、あなたの家族と話をした内容などについて教えてください。

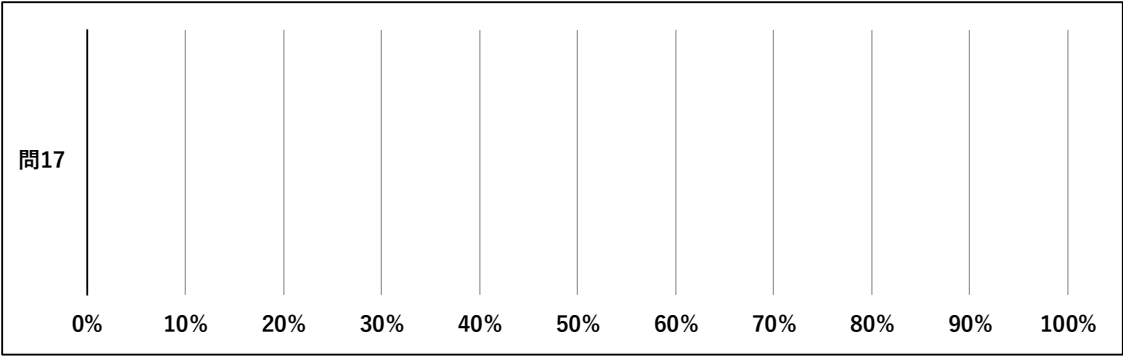
※在宅指導中の子どもアンケート

在宅 N = 5

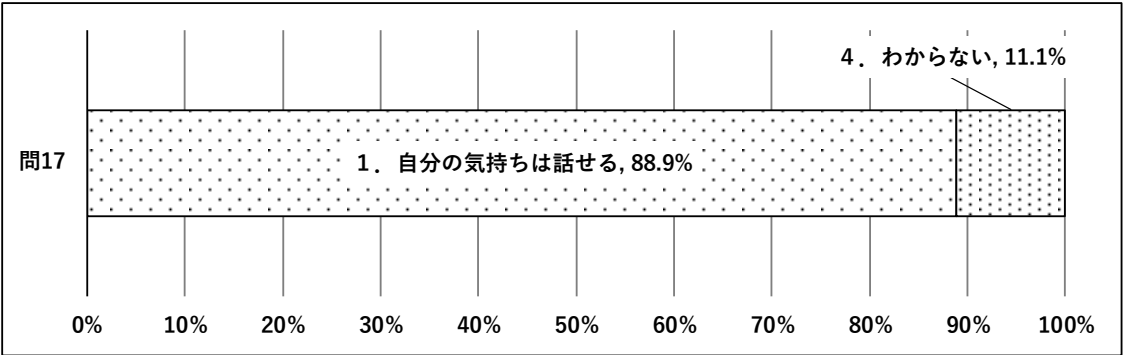


問17 あなたのこれからのこと（いつまでここで生活するかなど）について、児童相談所の人に自分の気持ちを話せますか。

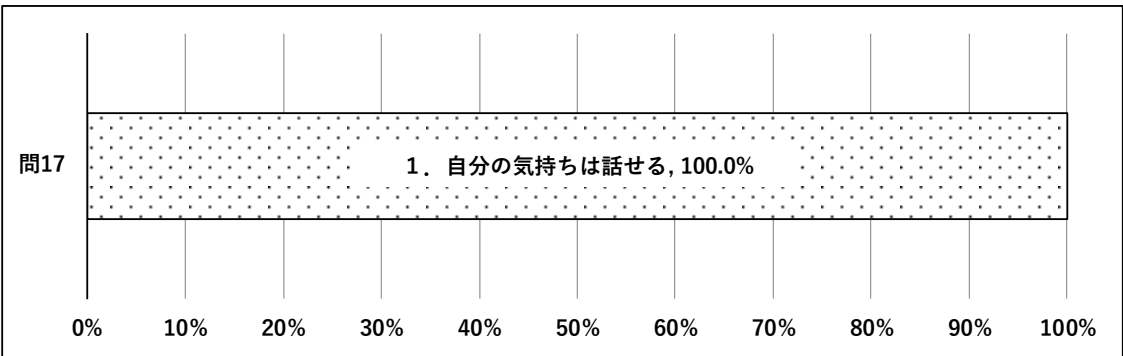
里親 N = 0



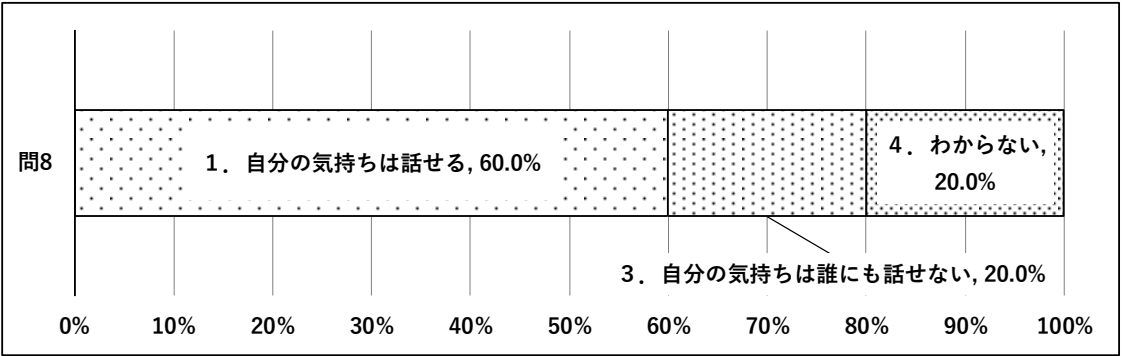
施設 N = 18



答えたくない、未記入 N = 2

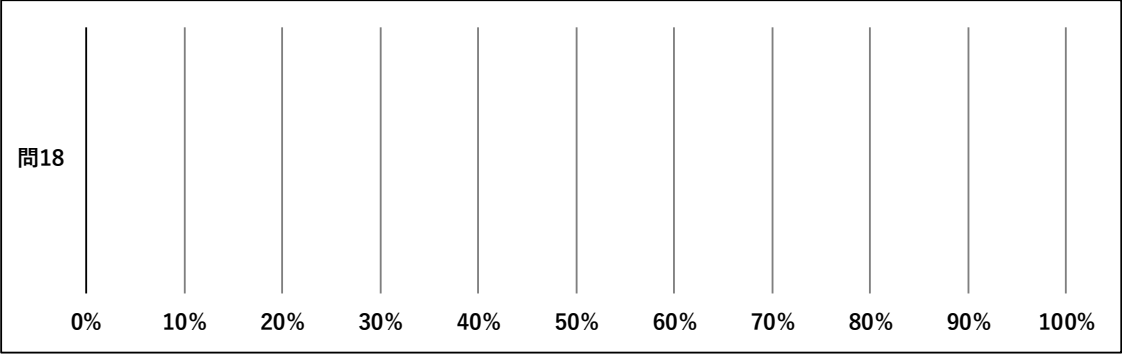


在宅 N = 5

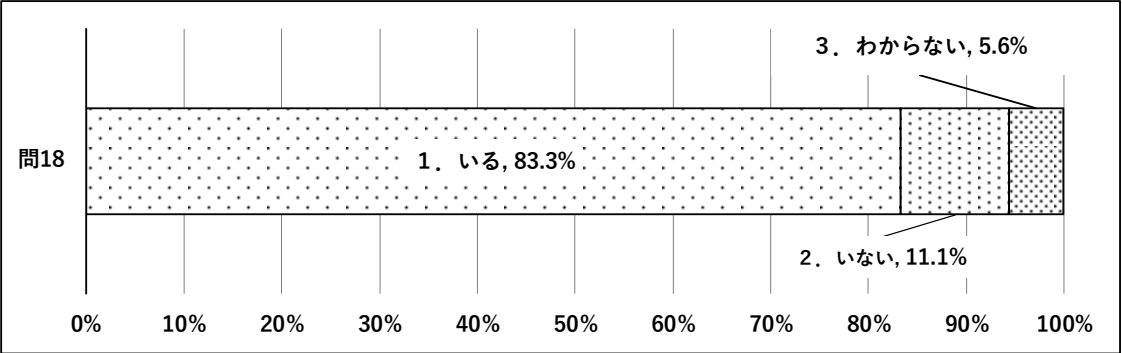


問18 児童相談所の人や施設の職員、里親さん以外で、あなたの意見や考えを聞いてくれる大人はいますか。

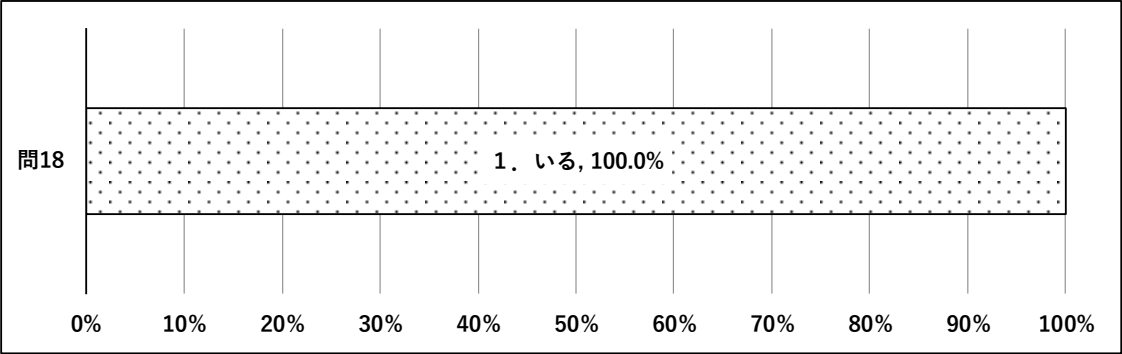
里親 N = 0



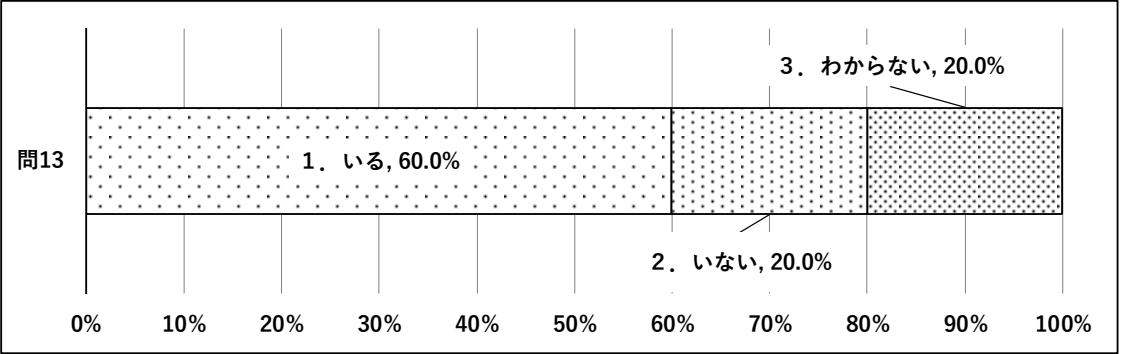
施設 N = 18



答えたくない、未記入 N = 2

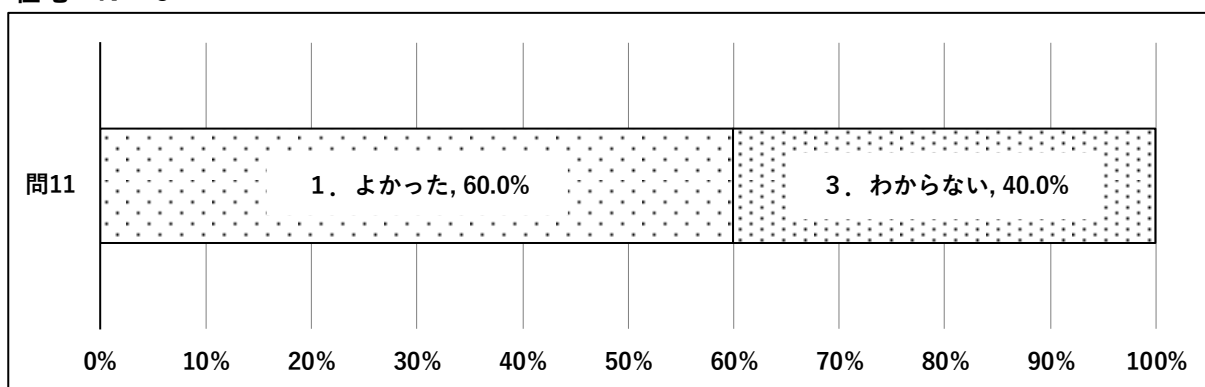


在宅 N = 5



問11 児童相談所の人に相談してよかったと思いますか。

在宅 N = 5



関係機関アンケート

(2024 年 10 月実施)

対象：児童相談所(自己評価)・管轄市町村・施設・里親

評価項目No.	1	子どもへの向き合い方は適切であるか					
児相評価	S						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・知的など課題を抱えるケースについて、子どもの意向の確認の難しさを感じている。 ・子どもとの関わりを直接見ていない。報告等で関わりを聞くことはあるが、評価するほどの情報量ではない。							
里親	N=4	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%
・子どもが小さすぎて、まだ心情や意向が表現出来ない ・里子がまだ二歳のため、今はよく分かりません。							
施設	N=6	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
・子どもに気持ちを表明する機会に持っていけるまでの、子どもとの関係性を作るのが難しいように感じる。一年毎に担当福祉司が変わる子もいるので ・定期的かつ必要に応じて面談していただいています。子どもにとっても会う機会が増えることは安心感につながっているように感じます。 ・子どもよりも保護者の意向を優先していることがある							

評価項目No.	2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
・具体的な対応については、不明である。 ・問1と同じ							
里親	N=4	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%
・子どもが小さすぎて、まだ説明を聞ける段階ではないため ・同上							
施設	N=6	0.0%	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%
・定期的に権利ノートを用いて説明を行っている。 ・子どもの理解度や発達に応じたツールは使っていない（権利ノートの利用のみ）							

評価項目No.	3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
・具体的な対応・体制については、不明である ・問1と同じ							
里親	N=4	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
・子どもが小さすぎて（11 ヶ月）、まだ言葉以外の手段を用いても意向や意見が表出出来ないため ・同上							
施設	N=6	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
・都度、子どもの意見を聞いたり、施設とも共有している。							

評価項目No.	4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
・子どもの意見を十分考慮した上で、組織として支援方法を決定しているは A。その他は該当ケースがない為わからない。 ・具体的な対応・体制については、不明である ・問1と同じ							
里親	N=4	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%
・子どもがまだ小さすぎる							
施設	N=6	0.0%	33.3%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
・施設で生活する理由等は子供に説明している。児童福祉審議会のことを子どもにせつめいしていない。仕組みもない。（あったとしても周知されていない）							

評価項目No.	5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・配置されていない専門職もあるが、必要に応じた連携が定期的に行われていると報告を受けている。（例：家庭裁判所との定期連絡会） ・児童相談所内の工夫や体制については不明であるが、年々相談ケースが増加し対応に苦慮されている様子がうかがえる。							
里親	N=4	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=6	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
・ケースを抱えている子ども、家庭の多さもあることから、子どもとの面談など定期的に行う難しさ、時間のなさ、忙しさ、大変さを感じる。 ・実情というところで、適切かどうかの判断基準が分からない。福祉士等の動きをみると。多忙のように感じるのですが…							

評価項目No.	6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか					
児相評価	S						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・対応について担当者ごとの見解が異なることがある。							
里親	N=4	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
・常に二人の職員で対応されている。 ・手順について、知っている部分もあるが、施設職員として明確な理解はしていない。							

評価項目No.	7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか					
児相評価	B						

評価項目No.	8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか
児相評価	A	

評価項目No.	9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
・内部の事までは、把握できていない。 ・具体的な対応・体制については、不明である							
里親	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%
・児相内部の質の向上について、などはわからない							

評価項目No.	10	情報の取り扱いが適切に行われているか					
児相評価	S						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・配慮されている。急ぎの書類等は直接やり取りできるように配慮いただいている。							
里親	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%

評価項目No.	11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか
児相評価	A	

評価項目No.	12	相談・通告の受付体制が確保されているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・組織の中での体制ができている上記の1, 2はA。3の障がい者（児）や日本語が十分でない・・・ に関してはわからない。							

評価項目No.	13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか					
児相評価	S						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

評価項目No.	14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか					
児相評価	A						

評価項目No.	15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・初動については様々なパターンを想像され動かれていると思う。大元には安全確保の意識が持たれている。							

評価項目No.	16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・報告等で聞くとある。一時保護の可能性が出てくるケースについて対応する際の協力依頼を市町に共有している。 ・一時保護が適当と思われるケースでも受入れ先がない場合がある。							
里親	N=4	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=6	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
・子どもが納得した状態での一時ホゴが成されている							

評価項目No.	17	アセスメントに必要な調査が行えているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

評価項目No.	18	アセスメントが適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・ 児童相談所内でのアセスメントは的確に行われていると思われるが、アセスメントシートの共有がされていないため不明である							
里親	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%
施設	N=6	16.7%	50.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%
・ 当施設との連携、アセスメントは適切である。 ・ 社会調査、診断、行動観察、診断など、アセスメントは行っている、心理検査も。関係機関との共有もできている。（わかりやすい資料になっています） ・ 十分な情報収集がされている ・ 施設側が家庭、子どもと関係を作る機会が多いため、アセスメントの相談をさせていただくと、こちらの意見を反映してくださるが、児相としての意見はどうなんだろう？と見えにくいことがある。							

評価項目No.	19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
・ 実情については不明である ・ 調査依頼等があるが特にリスクの高いケースかどうか不明。							

評価項目No.	20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか					
児相評価	S						

評価項目No.	21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
・ 方針については共有されているが、手順については分からないため評価できない。							

評価項目No.	22	援助指針(援助方針)の内容は適切か					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・ 世帯全体の課題、その課題に対する援助目標、その援助目標に基づく支援方法と役割分担を可視化してほしい。また、保護者の就労支援も含めた援助方針を望む。							
里親	N=4	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・ ケースによっては内容が非現実的なものもある。							

評価項目No.	23	市区町村（中核市および特別区を含む）がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・ 委託・送致にあたって協議は不十分と感じる。ほぼ合意なく決定として市町に降りてくる状況。							

評価項目No.	24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・ 世帯全体の課題、その課題に対する援助目標、その援助目標に基づく支援方法と役割分担を可視化してほしい。また、保護者の就労支援も含めた援助方針を望む。 ・ 報告はあるが評価するほどの情報量ではない。							

評価項目No.	25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・ 児童相談所内の具体的な対応については、不明である ・ 問 19 と同じ							
里親	N=4	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・ 連携をし、一緒に進めている。 ・ 保護者と定期的に面会をしたり、家族会議を開催するなど、ほかの児童相談所に比べるとケースの状況変化に応じた対応ができて印象							

評価項目No.	26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する 情報共有を適切に行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・ タイムリーに情報（特に書面）共有はないが、情報はもらっている。							
里親	N=4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
施設	N=6	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%

評価項目No.	27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか					
児相評価	A						

評価項目No.	28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか					
児相評価	S						

評価項目No.	29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか
児相評価	A	

評価項目No.	30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
・ 問 19 と同じ							
里親	N=4	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=6	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
・ 「措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている」→ここは不明児童養護施設が適当かどうか、軽度知的などの判断は難しいがややズレているケースもある。							

評価項目No.	31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか					
児相評価	S						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
・ 前述にも記載したが、入所前のアセスメントも十分な連携をとっている							

評価項目No.	32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%
・ 措置開始や変更時には、事前に見学や関係者会議を行っている。							

評価項目No.	33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
・必要に応じて、ケースアンファレンスへ参加していただいている。 ・タイムリーに対応されていないと感じることもある。 ・児童相談所から施設に対して助言や支持、援助等はなく、どちらかという、施設から児童相談所に依頼や助言をして動いてもらっている							

評価項目No.	34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか					
児相評価	S						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・援助指針は1年に一回見直し、新しいものが届いている。							

評価項目No.	35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	16.7%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%
・その都度子どもの意見を参考にしながら策定されていると思います。							

評価項目No.	36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	16.7%	50.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%
・接近禁止命令だが、保護者が運動会の見学に来るなど（児相の許可あり）よくわからない対応のときがあった。							

評価項目No.	37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	16.7%	33.3%	0.0%	16.7%	0.0%
・介入が必要な事案が起きた時の対応方法が明確にルール化されているわけではないと感じる。（その時その時のような…） ・ルール化という点は、明確化はされていないと思う。しかし、その都度のやり取りや内容に応じて、対応はされている。							

評価項目No.	38	一時帰宅における対応が適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
・帰省について、十分にアセスメントや生活状況の確認ができているか不明、おそらくできていない。実際に帰省中に保護者からの虐待疑惑があった。							

評価項目No.	39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
・事前に密な連携により、十分な協議をしている ・指導の終結があいまいで、児童自身が見通し持てず困っていたケースがあった。（再評価予定のはずであったがそれもなかった） ・いつ、どのタイミングで、どのようになったら措置解除するのかなど、明確になっていない。再統合のプランも施設が求めても提出されない。							

評価項目No.	40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%
・情報はもらっているが調整等十分でないところもある。 ・該当ケースなし。							
里親	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	33.3%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%
・措置解除後に児相がフォローアップしていることを聞いたことがない。自分の知る限り、そのようなケースは聞いたことがない。							

評価項目No.	41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・ 報告されている情報で評価する。訪問等行い連絡先へも協力を仰いでいる。							
里親	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
施設	N=6	16.7%	50.0%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%
・ 一時保護は知らないが、入所措置解除後に児相が主となってフォローアップしていることを聞いたことがない							

評価項目No.	42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
施設	N=6	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%

評価項目No.	43	18 歳以上について、支援を行なっているか					
児相評価	A						

評価項目No.	44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=6	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%
・ 施設職員としては、どういう取り組みが成されているかはわからない。							

評価項目No.	45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=6	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%
・このようなケースがないため不明							

評価項目No.	46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか					
児相評価	A						

評価項目No.	47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか					
児相評価	S						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・問 19 と同じ							
里親	N=4	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%

評価項目No.	48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
・ 1, 必要な場面において、保護者の理解・同意を得られるよう努めているは A。後の 2 点については該当ケースがない為わからない。 ・ 具体的な対応については、不明である ・ 問 19 と同じ							
里親	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=6	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・ 保護者への説明は行っていると思われる。							

評価項目No.	49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか
児相評価	A	

評価項目No.	50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
・支援計画の作成については不明である ・問 19 と同じ							
里親	N=4	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%
施設	N=6	16.7%	50.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
・再構築に向けて、保護者の意見に押されたり、子どもの意思もあると、計画に沿って進められているのか、進んでよいのか、悩むことがある。 ・再統合のプランを施設側が求めても提出されない。計画的に再統合の取り組みが実施されているとは思えない。							

評価項目No.	51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・具体的な対応については、不明である							

評価項目No.	52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・日頃から情報共有を図り、市町担当者と児童相談所との連絡会を開催するなど連携強化を図っている ・定期的な連絡会がある。 ・日常的な情報共有は図れているが、ケース管理の取扱いに関しては市町が納得できないことがある。							

評価項目No.	53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか					
児相評価	S						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・相談、依頼に対して協力的である。 ・相談にあたっては迅速な返事をいただいているが、後に見解や方針が変わることがある。							

評価項目No.	54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・困難ケースの相談、対応等市町村支援を行っている。必要に応じて体制の協議や研修等にも協力を得ている。 ・定期的な連絡会がある。相談にあたっては担当者の見解や方針が時間が経ったあとに変わることがあって困った。							

評価項目No.	55	要対協の運営において、児童相談所として求められる 役割・機能を果たしているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

評価項目No.	56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
・市町担当者と児童相談所との連絡会を通して必要な研修等についても協議している。 ・特に取り組みを感じたことはない。							

評価項目No.	57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか					
児相評価	B						

【里親】

- ・里親登録をしてから、里親総会や、研修会で児相職員の方と顔を合わせることがありました。養子縁組のお話をいただいてからもお会いするようになりましたが、以前からお会いしていたので安心感がありました。委託が始まってからも何度か家庭訪問に来てくださりました。今のところ、私たちの方から何か相談することはありませんが、この先何かあれば気軽にお願いできると思います。いつも丁寧に対応していただき感謝しております。

【施設】

- ・地域の家庭、施設、里親など、多くのケースを抱えられていて、日々とても大変だと思います。そんな忙しい中でも、子供や保護者に対するアセスメント等、会議等でも、積極的に聞いてくださり、子どもとの面談時間を作ってくださったり、連携を取らせていただけて、いつも大変な中、ありがとうございます。

多忙で体を壊されたり、メンタルケアだったり、攻撃されることが多いと思うので…

皆さんが壊れないような体制がとられていたらいいなと思います。

現実的には難しいかもしれませんが、子どもの入所時に関わってくださった福祉司さんが、退所まで担当でいてくださると、子供、親、職員にとっても、とてもありがたいです。

- ・措置入所の児童は、施設で対応していて、家庭で暮らす児童に比べて緊急度、優先順位が低いかもしれませんが、児相の方の対応がもう少し早ければと感じることもあります。

- ・いつもお世話になりありがとうございます。児童相談所の業務内容について具体的に理解が足りず、的外れになっているところがあるかもしれません。

社会的養護の観点から、措置児童いるいないに限らず、意見交換や相談所の抱える課題や成果が情報交換できる場があればいいなと思いました。

- ・子どものことを第一に考えての支援をお願いしたいです。